

# いわて県民計画

## (2019～2028)

### 第2期アクションプラン

#### — 地域振興プラン —

沿岸広域振興圏

(最終案)

令和5年度～令和8年度

令和5年2月  
岩手県





# 目 次

## 沿岸広域振興圏

はじめに	1
------	---

<b>I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波の 教訓が伝承されている、災害に強い地域</b>	7
---	---

1 復興まちづくりを進め、東日本大震災津波の教訓を伝えます	9
2 自然災害に強いまちづくりを進めます	12

<b>II 地域包括ケアシステムなどによる 安心して暮らせる活力のある地域</b>	17
---	----

3 被災者一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかで 安心な暮らしができる環境をつくります	20
4 安心で快適な生活環境と活力ある地域社会をつくります	23
5 良好な自然環境の保全・活用と持続可能な生活環境の整備を進めます	28
6 安心して子どもを生み育てることができ、高齢者や障がい者が いきいきと、健やかに暮らせる社会をつくります	32
7 安心で健やかに暮らせる地域医療の確保と健康づくりを進めます	37
8 スポーツ・文化を楽しみ、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる 活力あふれる地域をつくります	42

<b>III 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する 産業が持続的に成長する地域</b>	47
---	----

9 生産性と付加価値の高いものづくり産業等を育てます	50
10 働く場の創出と地域に就業・定着できる環境をつくります	55
11 漁業生産量の回復や水産物の高付加価値化により 水産業を盛んにします	59
12 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業を盛んにします	63
13 豊かな森林資源を生かした林業・木材産業を盛んにします	68
14 多様な資源と新たな交通ネットワークを生かした 観光産業を盛んにします	72
15 整備が進む社会基盤を産業振興に生かします	76

<b>巻末資料 「沿岸圏域重点指標」一覧</b>	79
--------------------------	----



# はじめに

## 1 地域振興プランの策定趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中、4広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることが必要です。

こうしたことから、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章では、各広域振興圏の目指す姿の実現のために、地域の特性を踏まえた基本的な考え方と取組方向について示しています。

地域振興プランは、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実効性を確保するものです。

## 2 地域振興プランの期間

「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章の第2期アクションプランとして策定するもので、マニフェスト・サイクルを考慮した令和5年度から令和8年度までの4年間の計画とします。

## 3 地域振興プランの構成

はじめに、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するための目標となる重点指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示すとともに、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

### 【目指す姿（長期ビジョンからの再掲）】

東日本大震災津波からの復興を着実に進め、その教訓を発信し、新たな交通ネットワークや様々なつながりを生かした新しい三陸の創造により、国内外に開かれた交流拠点として岩手の魅力を高め、広げていく地域

### 【振興施策の基本方向（長期ビジョンからの再掲）】

I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域

復興まちづくりを着実に進め、東日本大震災津波の教訓を伝承するとともに、ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策などの取組を通じ、災害に強い地域づくりを進めます。

## II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域

被災者一人ひとりに寄り添いながら、保健・医療・介護・福祉の連携体制の強化や健康づくりの推進、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを進めるとともに、生活に密着した社会資本の整備などを進めます。

また、スポーツや文化の振興により、住民の豊かな生活の向上や地域の活性化を促進します。

## III 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、東日本大震災津波からの復興を契機としたつながりや新しい交通ネットワークなどを活用し、生産性と付加価値が高い地域産業を育成するとともに、地域に住む人々の働く場の創出と労働環境の向上に取り組みます。

## 4 地域振興プランの推進

### (1) 基本的な考え方

各広域振興圏における「目指す将来像」を実現するためには、県はもとより地域の方々やNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため策定に当たっては、地域の代表者等で構成されるいわゆる圏域懇談会や地域説明会、パブリックコメント等を実施し、いただいた意見を踏まえ策定します。

地域振興プランの推進に当たっては、政策推進プランや復興推進プランに掲げる施策等と連携しながら取り組んでいきます。

また、地域振興プランの進行管理については、上記懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

### (2) 人口減少対策

第2期政策推進プランにおいては、第1期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、策定に当たって実施した市町村長との意見交換や各種団体等からの意見聴取の結果などを踏まえ、次の4つの重点事項を掲げ、人口減少対策に最優先で取り組むこととしています。

人口減少は、市町村においても喫緊かつ重要な課題であり、その対策に当たっては、市町村とともに、地域経営を担う広域振興局が更に連携を密にし、地域の特性を踏まえながら対策を講じていくことが重要です。

第2期地域振興プランにおいては、第2期政策推進プランに人口減少対策として掲げた以下に示す4つの重点事項に関し、それぞれ関連する「重点施策」に具体的な施策を盛り込み、様々な主体との連携・協働のもと、重点的な施策の展開を図ります。

- 重点事項1：男女がともに活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てなどライフステージに応じた支援や移住・定住施策を強化します。
- 重点事項2：GX（グリーン・トランスフォーメーション）<sup>1</sup>を推進し、カーボンニュートラルと持続可能な新しい成長を目指します。
- 重点事項3：DX（デジタル・トランスフォーメーション）<sup>2</sup>を推進し、デジタル社会における県民の暮らしの向上と産業振興を図ります
- 重点事項4：災害や新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくりを推進します。

### (3) 市町村との連携・協働

財源や人員など限られた行政資源を最大限に生かし、地域の課題を的確に捉え、効果的な施策を開拓していくためには、市町村との連携・協働の更なる強化が重要となります。

特に、規模の小さな自治体については、単独では解決が困難な課題や単独で取り組むよりも県や近隣自治体と連携することにより効果的に解決が図られる課題もあること等から、県と市町村・市町村間の連携を図り、第2期地域振興プランに掲げる施策を効果的に推進していきます。

### (4) 広域連携

人口減少・少子高齢化が進む中にあって、地域が持続的に発展していくためには、各広域振興圏における連携や県域の区域を越えた連携のもとで、戦略的に取組を開拓していくことが重要であることから、これらの広域的な連携の視点をより重視しながら、地域課題の解決に取り組んでいきます。

#### 【4つの重点事項に関する「県が取り組む具体的な推進方策】

県が取り組む具体的な推進方策		
重点事項1	重点施策項目4	④ 若者・女性などの活躍推進と地域づくり人材の育成支援
	重点施策項目6	① 結婚支援や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の推進 ③ 障がい者の自立支援や社会参加の促進
	重点施策項目7	① 医療・介護人材の確保・育成や保健・医療・介護・福祉の連携強化

<sup>1</sup> GX（グリーン・トランスフォーメーション）：化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させることにより、経済社会システム全体を変革すること。

<sup>2</sup> DX（デジタル・トランスフォーメーション）：デジタル化を手段として、既存の価値観や枠組みを見直す変革を行い、課題解決や新しい価値を創造すること。

	県が取り組む具体的な推進方策	
重点事項 1	重点施策項目 8	③ 民俗芸能や若者の創意あふれる文化芸術活動など、地域の多様な文化や芸術活動を生かした地域活性化の取組の推進
	重点施策項目 9	③ 三陸地域の産業を担う人材の育成
	重点施策項目 10	① 学生へのキャリア教育等による若者の定着促進 ② U・Iターン、起業支援などによる移住・定住の促進 ③ 潜在的な労働力の掘り起こしや多様な形態の就業の促進
	重点施策項目 11	② 漁業担い手の確保・育成
	重点施策項目 12	① 地域農業を担う経営体の育成 ③ 地域の農林水産物を生かした6次産業化や集落活動への支援
	重点施策項目 13	① 意欲と能力のある林業経営体の育成と計画的な森林整備
重点事項 2	重点施策項目 5	① 自然環境の保全と活用の推進 ② 廃棄物減量化対策などによる循環型地域社会の構築 ③ 再生可能エネルギーの導入促進などによる地球温暖化対策の推進
	重点施策項目 11	④ 漁港等の整備推進
	重点施策項目 12	② 地域特性を生かした農畜産物の産地力向上
	重点施策項目 13	① 意欲と能力のある林業経営体の育成と計画的な森林整備 ② 地域材の安定供給と利活用の促進
重点事項 3	重点施策項目 1	② 東日本大震災津波の教訓の伝承と情報発信
	重点施策項目 6	④ 医療と介護をつなぐ情報ネットワークを活用した、保健・医療・介護・福祉が一体となった地域包括ケアシステムの推進
	重点施策項目 7	① 医療・介護人材の確保・育成や保健・医療・介護・福祉の連携強化
	重点施策項目 9	① 中小企業の生産性と付加価値の向上による競争力の高いものづくり産業等の育成 ② 最新技術の活用や経営革新などによる水産加工業をはじめとするものづくり産業等の企業経営力の強化
	重点施策項目 11	① 漁業の生産量回復・生産性向上 ③ 水産物の付加価値向上・販路拡大
	重点施策項目 12	① 地域農業を担う経営体の育成 ② 地域特性を生かした農畜産物の産地力向上
	重点施策項目 13	① 意欲と能力のある林業経営体の育成と計画的な森林整備
	重点施策項目 14	② 震災学習を核とした教育旅行の誘致、滞在型旅行商品の造成等に向けた観光情報発信力の強化や受入態勢の充実 ③ 内陸地域や東北・北海道・首都圏等と三陸地域を結び、外国人観光客も視野に入れた広域観光の推進

県が取り組む具体的な推進方策		
重点事項4	重点施策項目1	① 復興まちづくりの基盤整備
	重点施策項目2	① 災害に強い道路ネットワークの構築 ② 洪水・土砂災害対策や津波災害対策の推進 ③ 「自助・共助・公助」を組み合わせた防災・減災対策の推進
	重点施策項目4	② 生活の利便性向上につながる社会資本の整備と計画的な維持管理
	重点施策項目7	① 医療・介護人材の確保・育成や保健・医療・介護・福祉の連携強化
	重点施策項目11	④ 漁港等の整備推進
	重点施策項目12	② 地域特性を生かした農畜産物の産地力向上
	重点施策項目13	① 意欲と能力のある林業経営体の育成と計画的な森林整備

**<【再掲】の表示について>**

複数の施策項目に関連する「県が取り組む具体的な推進方策」の取組内容や目標については、最も関連性の高い施策項目以外には、「【再掲】」として表示しています。



## 【振興施策の基本方向】

### I 復興まちづくりが着実に進み、 東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域

復興まちづくりを着実に進め、東日本大震災津波の教訓を伝承するとともに、ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策などの取組を通じ、災害に強い地域づくりを進めます。

#### 【第1期地域振興プランの成果と課題及び今後の方向性】

沿岸圏域では、第1期において、津波防災施設の復旧・整備、復興関連道路の整備やまちづくり連携道路の整備などの復興まちづくりの推進、東日本大震災津波の教訓の伝承と情報発信、災害に強い道路ネットワークの構築や防災意識、自主防災組織率の向上などの自然災害に強いまちづくりの推進に取り組みました。

その結果、津波防災施設、復興支援道路、復興関連道路、まちづくり連携道路などの整備、復興の姿の情報の発信、橋梁の耐震化や水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定、砂防急傾斜地崩壊対策、自主防災組織リーダーの育成などがおおむね順調に進みました。

一方、閉伊川水門工事の完成時期の延伸、国内外での東日本大震災津波の記憶の風化や関心の低下、集中豪雨や台風に伴う災害の激甚化・頻発化、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策などが課題となっています。

今後は、津波防災施設の完成に向けて復旧・復興事業を推進するとともに、東日本大震災津波の経験や教訓の次世代への継承と国内外への継続的な情報の発信、防災機能の強化、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策、日本海溝・千島海溝で発生する地震に伴う津波災害を想定した県と市町村の連携体制の強化などの取組を推進していきます。

### 【沿岸圏域重点指標】

指標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
		R3	R5	R6	R7	
① 東日本大震災津波の復旧・復興事業の完成率	%	96	99	99	99	100
② 東日本大震災津波伝承館来館者数（累計）	人	488,049	826,000	995,000	1,164,000	1,333,000
③ 河川整備率	%	47	48	50	50	50

※1 指標の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

### 【重点施策項目一覧】

重点施策項目	具体的推進方策
1 復興まちづくりを進め、東日本大震災津波の教訓を伝えます	① 復興まちづくりの基盤整備 ② 東日本大震災津波の教訓の伝承と情報発信
2 自然災害に強いまちづくりを進めます	① 災害に強い道路ネットワークの構築 ② 洪水・土砂災害対策や津波災害対策の推進 ③ 「自助・共助・公助」を組み合わせた防災・減災対策の推進

# I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域

## 1 復興まちづくりを進め、東日本大震災津波の教訓を伝えます

### (基本方向)

津波防災施設の未完成箇所について徹底した工程管理のもと、事業の進捗状況を地元の方々に丁寧に示しながら、一日も早い完成に向けて復旧・復興事業を推進します。

東日本大震災津波の発災から復興までの様々な経験や教訓などを次世代に伝承するとともに、効果的な情報発信を行い、国内外の防災・減災に貢献します。

### 現状と課題

- 県が公表している「社会資本の復旧・復興ロードマップ」（基準日：令和4年9月30日）では、沿岸圏域における津波防災施設などの県事業は、令和4年9月末で246箇所のうち約97%が完成し、引き続き、早期の完成に向けて事業を推進することが必要です。
- また、土地区画整理事業などの市町村が行う復興まちづくりの面整備事業については、7,273区画の全てが完成しています。
- 東日本大震災津波から11年が経過し、震災の記憶の風化が懸念されていることから、東日本大震災津波を語り継ぐ日条例の趣旨にのっとり、各市町村に整備された伝承施設や震災遺構のネットワークを生かすとともに、震災津波関連資料の収集・保存・活用、「いわての復興教育<sup>1</sup>」の推進の取組などにより、東日本大震災津波と復興の経験や教訓などを伝承するとともに、復興の姿を国内外に情報発信していく必要があります。

### 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

#### ① 復興まちづくりの基盤整備

- 津波による被害を最小限に抑え、人命と暮らしを守る安全で安心なまちづくりを推進するため、津波防災施設の復旧・整備を推進します。

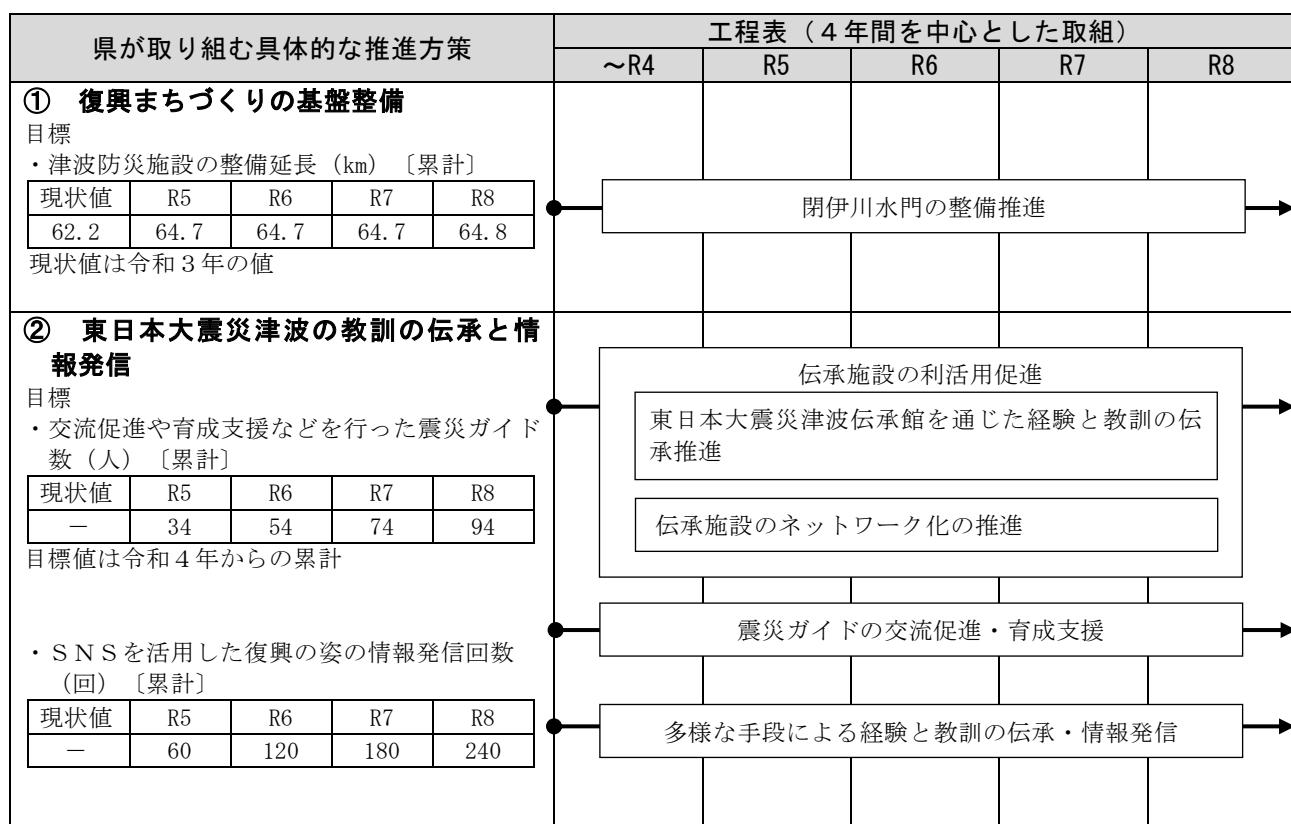
#### ② 東日本大震災津波の教訓の伝承と情報発信

- 「いわての復興教育」の推進や「いわて震災津波アーカイブ～希望～<sup>2</sup>」の活用を促進するとともに、各地の震災ガイドの交流促進や育成支援などを行います。また、東日本大震災津波伝承館を拠点とした県内外の伝承施設のネットワーク化を推進し、地域の学校、行政、団体などが一体となり、東日本大震災津波の経験や教訓を地域防災に生かしながら次世代に伝承します。

<sup>1</sup> いわての復興教育：東日本大震災津波の体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を1つにして震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を担う「ひとつづくり」を進めていくための教育。

<sup>2</sup> いわて震災津波アーカイブ～希望～：東日本大震災津波の実態を正確に記録し、復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の防災活動等に生かすため、県が市町村、関係機関及び民間団体等から震災関連資料を収集のうえ平成29年3月に構築し、インターネット上で公開しているシステム。

- ・ 東日本大震災津波の発災から復興までの様々な経験や教訓、大学における研究成果などについて、県内で開催される全国植樹祭をはじめ全国規模のイベントや防災関係会議、三陸鉄道「震災学習列車」、復興の現場見学会、リモート見学可能なデジタル化技術、SNS<sup>3</sup>など様々な機会・手段を組み合わせ、効果的な情報発信を行います。  
また、三陸防災復興プロジェクト2019 や防災推進国民大会2021(ぼうさいこくたい2021)の取組を生かし、東日本大震災津波の経験や教訓を継続して発信していきます。
  - ・ 整備された復興道路等の交通ネットワーク等を活用しながら、高田松原津波復興祈念公園や東日本大震災津波伝承館の訪問を契機とした各地を周遊する機会を創出し、沿岸地域全体での教訓の伝承に取り組みます。
  - ・ 高田松原津波復興祈念公園で活動する団体と連携し、利活用の促進や情報発信に取り組みます。



<sup>3</sup> SNS : Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。

## **県以外の主体に期待される行動**

(民間団体等)

- ・東日本大震災津波の経験や教訓などを次世代に伝承するための取組
- ・復興の取組への理解や継続的な支援・参画

(市町村)

- ・東日本大震災津波の経験や教訓などを次世代に伝承するための取組
- ・東日本大震災津波の経験や教訓などの効果的な情報発信

(国)

- ・高田松原津波復興祈念公園内における国営追悼・祈念施設や道の駅「高田松原」の維持管理
- ・被災3県に整備された復興祈念公園などの震災関連施設の一体的な活用の推進
- ・東日本大震災津波の経験や教訓などの効果的な情報発信

## **【関連する計画】**

- ・震災津波伝承施設展示等基本計画（平成28年6月策定）

# I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域

## 2 自然災害に強いまちづくりを進めます

### (基本方向)

安全で信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路<sup>1</sup>などにおける法面崩壊対策や橋梁耐震化などの防災機能の強化を推進します。

自然災害に備え、河川改修や砂防堰堤の整備などのハード対策と、警戒・避難体制の充実強化などのソフト施策を組み合わせた防災・減災対策を推進します。

東日本大震災津波の経験・教訓に加え、新たに公表された日本海溝・千島海溝で発生する地震に伴う津波浸水想定などを踏まえ、関係機関が連携・協力し、住民が自らの身を自ら守る意識の向上、地域の安全を守る実効的な防災体制の整備を推進します。

### 現状と課題

- 近年、全国で豪雨や台風に伴う災害が激甚化、頻発化しており、沿岸圏域でも平成28年台風第10号による豪雨災害では、一般国道106号、一般国道455号等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援物資の輸送や救急搬送などに支障が生じ、また、令和元年台風第19号では、多くの土砂災害が発生しました。  
特に沿岸圏域では、三陸海岸特有の急峻な地形により多くの危険箇所があることから、自然災害から地域を守るために河川改修や砂防堰堤などの整備が求められています。  
また、自然災害に備えるため、河川改修や砂防堰堤の整備等のハード対策に加えて、河川情報の提供などのソフト施策の推進が必要です。
- 津波による被害を最小限に抑えるため、津波防災施設の整備や、避難のための情報の充実など安全な避難体制の構築等を進めてきたところであり、引き続き、津波防災施設の早期の完成に向けて整備を推進することが必要です。
- 東日本大震災津波発災からの時間の経過に伴い住民の防災意識の低下が懸念される中、新たに公表された日本海溝・千島海溝で発生する地震に伴う津波浸水想定等を踏まえた防災・減災対策を推進するため、引き続き地域コミュニティにおける防災意識の向上を図るとともに、災害時における市町村との連携体制を充実・強化し、「自助、共助、公助<sup>2</sup>」による総合的な防災体制を確保していく必要があります。

<sup>1</sup> 緊急輸送道路：災害発生直後の緊急輸送を円滑に行うために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びに防災拠点を相互に連絡する道路などが該当する。

<sup>2</sup> 自助、共助、公助：「自助」は自分や家族、「共助」は地域の共同体において身を守り助け合うことを指し、「公助」は行政や消防機関などによる公的な支援のことを指す。

## 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

## ① 災害に強い道路ネットワークの構築

- ・ 高規格幹線道路などを補完し、災害発生時における救援物資の輸送や救援活動が円滑に行えるよう、緊急輸送道路などの法面崩壊対策、橋梁耐震化、通行危険箇所やあい路の解消を推進します。

## ② 洪水・土砂災害対策や津波災害対策の推進

- ・ 過去に洪水災害が発生したことのある箇所などの河川改修を優先的に進めるとともに、河道掘削や立ち木伐採を推進します。
  - ・ 流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策、「流域治水<sup>3</sup>」により防災・減災対策を推進します。
  - ・ 洪水に備え、住民の速やかな避難を促すため、水位周知河川や洪水浸水想定区域の指定を中小河川に対象を拡大して進め、市町村が行う洪水ハザードマップの作成を支援するとともに、河川の水位情報や防災情報など、洪水に係る情報提供の充実強化を図ります。
  - ・ 土砂災害に備え、避難所、社会福祉施設、学校、病院などが立地する箇所や過去に被災したことのある箇所で、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策施設の整備に取り組みます。

また、土砂災害が発生するおそれのある新たな箇所の基礎調査結果を公表して危険性のある箇所を明らかにするとともに、土砂災害警戒区域等の指定などを進め、土砂災害に係る防災情報の充実強化を図ります。

- ・ 津波による被害を最小限に抑え、人命と暮らしを守る安全で安心なまちづくりを推進するため、津波防災施設の復旧・整備を推進します。

### ③ 「自助・共助・公助」を組み合わせた防災・減災対策の推進

- ・ 住民の「自助」意識に基づく避難の徹底や「共助」による円滑な避難所設置・運営体制の構築を支援するため、市町村に対し学校や地域コミュニティ等における地域防災サポート<sup>4</sup>の活用を促すことにより、防災知識の普及や防災意識の向上を推進します。
  - ・ 災害発生時における情報収集や連絡調整などを迅速かつ的確に行うため、災害対応能力を強化するための研修の充実、市町村防災担当者との会議の開催、防災訓練の実施などにより、県と市町村の連携による実効的な防災体制の整備を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 災害に強い道路ネットワークの構築					
目標					
・緊急輸送道路における耐震化完了橋梁数（橋） 〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
19	21	23	23	24	
現状値は令和3年の値					
	緊急輸送道路などの法面崩壊対策の推進				
	橋梁の耐震化の推進				
	通行危険箇所やあい路の解消				

<sup>3</sup> 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うもの。

<sup>4</sup> 地域防災サポートーー:地域における防災研修会等の講師として、防災に関する様々なスキルを習得している方（防災士、消防職員O B、自治体職員O B等）を登録し、自主防災組織の活動支援などを実施する県の制度。



## **県以外の主体に期待される行動**

(住民)

- ・防災知識の習得や食料備蓄、地域の防災訓練への参加、自主防災組織等への参加
- ・津波からの避難方法や津波特性などの啓発活動への参加
- ・水防活動等への参加

(地域コミュニティ)

- ・自主防災組織の結成、避難訓練等の実施

(市町村)

- ・防災体制の整備、避難環境の整備、自主防災組織の育成強化等
- ・災害対応能力の向上のための実践的な訓練や各種研修の実施
- ・ハザードマップの作成及び住民への周知

(国)

- ・災害対応能力の向上のための実践的な訓練や各種研修の実施

## **【関連する計画】**

- ・岩手県地域防災計画（計画期間 昭和43年度～）
- ・第2期岩手県国土強靭化地域計画（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・岩手県水防計画（計画期間 毎年度）
- ・流域治水プロジェクト（小本川水系、閉伊川水系、甲子川水系、気仙川水系）  
(計画期間 令和3年度～)



## 【振興施策の基本方向】

### II 地域包括ケアシステムなどによる

### 安心して暮らせる活力のある地域

被災者一人ひとりに寄り添いながら、保健・医療・介護・福祉の連携体制の強化や健康づくりの推進、安心して子どもを生み育てるこことのできる環境づくりを進めるとともに、生活に密着した社会資本の整備を進めます。

また、スポーツや文化の振興により、住民の豊かな生活の向上や地域の活性化を促進します。

#### 【第1期地域振興プランの成果と課題及び今後の方向性】

沿岸圏域では、第1期において、災害公営住宅の自治会等運営手法習得支援、食の安全・安心の確保のための食品の製造・加工、流通の各段階における監視・指導、動物の適切な管理方法の普及啓発、環境保全活動の活性化や産業廃棄物の適正処理の推進、地域医療情報連携ネットワークの登録の推進、生活習慣病<sup>1</sup>や自殺の予防の推進、スポーツ資源を活用した地域活性化などに取り組みました。

その結果、災害公営住宅の自治会の組織化、H A C C P<sup>2</sup>の導入、犬・猫の返還・譲渡、環境保全活動の実施、産業廃棄物の適正処理、保健・医療・介護・福祉が一体となった地域包括ケアシステム<sup>3</sup>の推進、こころのケア対策などによる自殺対策の推進、スポーツへの参加機運の醸成などがおおむね順調に進みました。

一方、被災者の複雑化・多様化する問題への中長期的な支援の継続、被災者の生活再建先におけるコミュニティの形成や活動の定着、急速に進む人口減少・少子高齢化への取組強化、G Xの推進、住民が安心して家庭を持ち、子育てしやすい環境の整備、高齢者が生きがいを感じながらより健康でいきいきと暮らすことができる社会の構築、市町村や障害福祉サービス事業者などによる支援体制やハローワークとの就業体制の充実、医療・介護人材の確保・育成、世界遺産「橋野鉄鉱山」の魅力向上や来訪促進などが課題となっています。

今後は、被災者への中長期的な相談支援、地域コミュニティの形成や活性化、若者・女性等の活躍しやすい地域づくり、地域おこし協力隊<sup>4</sup>の活躍支援を通じた将来的な地元定着の促進、再生可能エネルギーの導入などによる地球温暖化対策、結婚・子育て支援、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動、障がい者の自立支援や社会参加、医療・介護人材の確保・育成、世界遺産等に関する情報発信による地域の活性化などを推進していきます。

<sup>1</sup> 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気。

<sup>2</sup> H A C C P : Hazard Analysis Critical Control Point (危害分析重要管理点) の略で、食品の製造・加工工程において発生する可能性のある危害を予め分析し、この結果を基に衛生管理するとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点 (Critical Control Point) を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する方法。

<sup>3</sup> 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

<sup>4</sup> 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

**【沿岸圏域重点指標】**

指標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8	
		R3	R5	R6	R7		
① 自殺者数〔10万人当たり〕	人	22.0 <sup>(R2)</sup>	16.5 <sup>(R4)</sup>	15.7 <sup>(R5)</sup>	15.0 <sup>(R6)</sup>	14.2 <sup>(R7)</sup>	
② 災害公営住宅における自治会等設置数	自治会	151	151	151	151	151	
③ 汚水処理人口普及率	%	77.5	83.0	85.7	88.5	88.5	
④ 犬・猫の返還・譲渡率	%	100	100	100	100	100	
⑤ 地縁的な活動 <sup>5</sup> への参加割合	%	34.1	36.5	38.5	41.5	44.5	
⑥ 産業廃棄物の適正処理率	%	99.9	100	100	100	100	
⑦ 公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率	%	93.2	99.1	99.1	99.1	99.1	
⑧ i-サボ <sup>6</sup> 入会登録者数〔累計〕	人	570	690	750	810	870	
⑨ がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数〔10万人当たり〕	男性	人	320.2 <sup>(R2)</sup>	311.6 <sup>(R4)</sup>	307.3 <sup>(R5)</sup>	303.0 <sup>(R6)</sup>	298.7 <sup>(R7)</sup>
	女性	人	172.0 <sup>(R2)</sup>	170.4 <sup>(R4)</sup>	169.6 <sup>(R5)</sup>	168.8 <sup>(R6)</sup>	168.0 <sup>(R7)</sup>
⑩ 保健所が行う健康づくり事業において体組成改善・健康効果を実感した者の割合	%	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	
⑪ スポーツ実施率	%	65.8 <sup>(R2)</sup>	67.2 <sup>(R4)</sup>	68.2 <sup>(R5)</sup>	69.1 <sup>(R6)</sup>	70.0 <sup>(R7)</sup>	
⑫ 文化施設入場者数	百人	53 <sup>(R2)</sup>	186 <sup>(R4)</sup>	224 <sup>(R5)</sup>	262 <sup>(R6)</sup>	303 <sup>(R7)</sup>	

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※2 指標の目標値設定の考え方については、卷末資料に掲載しています。

<sup>5</sup> 地縁的な活動：自治会、町内会、婦人会、青年団、子ども会などが行う活動。

## 【重点施策項目一覧】

重点施策項目	具体的推進方策
3 被災者一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかで安心な暮らしができる環境をつくります	<p>① 被災地の健康づくりとこころのケア</p> <p>② コミュニティの形成や活性化に向けた取組の促進</p>
4 安心で快適な生活環境と活力ある地域社会をつくります	<p>① 食の安全・安心の確保</p> <p>② 生活の利便性向上につながる社会資本の整備と計画的な維持管理</p> <p>③ 動物愛護思想の普及と動物のいのちを大切にする取組の推進</p> <p>④ 若者・女性などの活躍推進と地域づくり人材の育成支援</p>
5 良好的な自然環境の保全・活用と持続可能な生活環境の整備を進めます	<p>① 自然環境の保全と活用の推進</p> <p>② 廃棄物減量化対策などによる循環型地域社会の構築</p> <p>③ 再生可能エネルギーの導入促進などによる地球温暖化対策の推進</p>
6 安心して子どもを生み育てることができ、高齢者や障がい者がいきいきと、健やかに暮らせる社会をつくります	<p>① 結婚支援や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の推進</p> <p>② 高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の推進</p> <p>③ 障がい者の自立支援や社会参加の促進</p> <p>④ 医療と介護をつなぐ情報ネットワークを活用した、保健・医療・介護・福祉が一体となった地域包括ケアシステムの推進</p>
7 安心で健やかに暮らせる地域医療の確保と健康づくりを進めます	<p>① 医療・介護人材の確保・育成や保健・医療・介護・福祉の連携強化</p> <p>② 食生活の改善や運動習慣の定着などによる生活習慣病の予防と高齢者の健康づくりの推進</p> <p>③ こころのケア対策などによる自殺対策の推進</p>
8 スポーツ・文化を楽しみ、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる活力あふれる地域をつくります	<p>① ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機に、住民が生涯にわたりスポーツに親しむ取組の推進</p> <p>② 教育や健康、交流などスポーツの持つ多面的機能を生かした地域活性化の取組の推進</p> <p>③ 民俗芸能や若者の創意あふれる文化芸術活動など、地域の多様な文化や芸術活動を生かした地域活性化の取組の推進</p>

## II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域

### ■ 3 被災者一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかで安心な暮らしができる環境をつくります

#### (基本方向)

災害公営住宅、自宅再建後の自立した生活を営めるように生活習慣の改善や健康づくり、こころのケアに関係機関と連携して取り組みます。

また、被災者の新たな住環境におけるコミュニティの形成や活性化のため、災害公営住宅や地域での交流の場づくりを支援するなど、市町村、民間団体などと連携した取組を進めます。

#### 現状と課題

- ・ 災害公営住宅等恒久的な住宅へ移行した被災者の中には、転居に伴う生活環境の変化に加え、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響による生活様式の変化に伴う外出機会や活動量の減少により、心身の疲労、体力の低下などの健康面での課題が生じています。
- ・ 平成24年4月に設置した岩手県こころのケアセンターでは、市町村や社会福祉協議会などと連携し、釜石・大槌震災ストレス相談室などを毎月定期的に開催しています。相談内容は、複雑化・多様化し、こころのケアのニーズは引き続き高いことから、今後も継続的なこころのケア活動が求められています。
- ・ また、生活環境の変化、加速する高齢化による身体機能の低下と疾病リスクの増加等によるストレスがこころの健康に影響を与えることが懸念されます。市町村・関係機関・企業・民間団体・ボランティアとの連携を継続し、自殺対策の取組を推進する必要があります。
- ・ 沿岸圏域の災害公営住宅163箇所のうち、令和4年9月末現在で、その約9割において自治会などが組織されています。
- ・ 経済や生活設計の面で複雑かつ多様な課題を抱えている被災者もいるため、市町村等と連携した継続的な被災者の生活の安定に向けた支援が必要となっています。
- ・ 同じ地域で暮らす方々がお互いに支え合い、安心して生活するためには、地域コミュニティの活性化が重要であることから、県、市町村、民間団体などが連携して支援を行う必要があります。
- ・ 災害公営住宅の整備や復興の取組による新たなまちづくりにより、高齢者などの買い物や通院のための移動手段の確保・維持が重要であり、市町村が行う地域公共交通対策への支援が必要です。

#### 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

##### ① 被災地の健康づくりとこころのケア

- ・ 市町村や社会福祉協議会と連携のうえ、企業や地域住民の健康づくり講座などを開催し、

被災地の食生活や運動などの生活習慣改善や健康づくりを支援します。

- ここに、不安やストレスを抱えたり、孤立感などを感じている被災者などに対して、岩手県こころのケアセンターといわてこどもケアセンターと連携し、こころのケアを行います。
- 傾聴ボランティア<sup>1</sup>などの育成を通じて、被災者のこころに寄り添う取組を支援します。
- 自殺の危険を示すサインに早期に気づき、適切に対応する人材を育成するとともに、市町村・社会福祉協議会・こころのケアセンターなどとの連携を図りながら自殺対策の普及・啓発を進め、こころの不調を抱えた方やひきこもりの方への必要な支援活動を推進します。

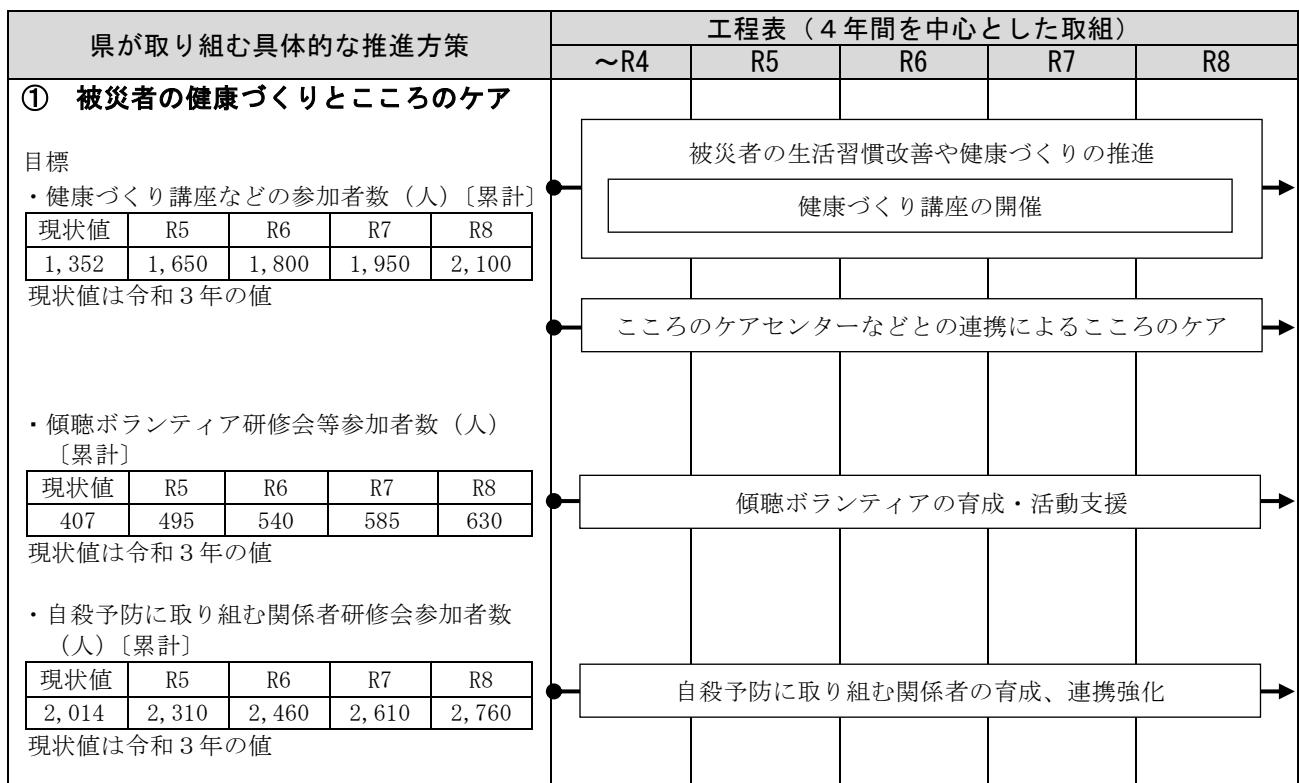
## ② コミュニティの形成や活性化に向けた取組の促進

- 被災者の安定した生活に向けて、市町村や社会福祉協議会等と連携した相談対応等の支援を図ります。
- 災害公営住宅や地域での交流の場づくりなど、NPOや民間団体などが行う地域コミュニティの形成や活動の定着のための取組を支援します。

また、復興の取組を通じて生まれた様々なつながりを生かした住民の交流機会を促進し、コミュニティの活性化を図ります。

- 住民の日常生活を支えるバスなどの交通手段を確保・維持するため、地域公共交通会議<sup>2</sup>への参画などを通じ、市町村による地域公共交通確保の取組を支援します。

また、県、沿線市町村等で構成される利用促進協議会等を通じて、鉄道のマイレール意識を醸成し地元利用の促進を図ります。



<sup>1</sup> 傾聴ボランティア：地域住民の悩みや不安に耳を傾け、寄り添うボランティア活動を行う者。

<sup>2</sup> 地域公共交通会議：市町村が主体となり、バスなどの生活交通のあり方を協議し、地域の交通計画を策定、実施する組織。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
<b>② コミュニティの形成や活性化に向けた取組の促進</b>					
目標					
・地域コミュニティの形成や活性化に向けた関係者研修会等の参加者数（人）【累計】	<pre> graph TD     A[② コミュニティの形成や活性化に向けた取組の促進] --&gt; B[被災者の生活の安定に向けた相談対応]     A --&gt; C[災害公営住宅などにおける住民交流の促進]     A --&gt; D[NPOが行う地域コミュニティ形成や活性化の取組支援]     A --&gt; E[地域公共交通確保の取組への支援]          B --&gt; B1[交流イベントなどの開催支援]     B --&gt; B2[地域内外の住民などとの交流促進]          C --&gt; C1[ ]     C --&gt; C2[ ]     C --&gt; C3[ ]     C --&gt; C4[ ]          D --&gt; D1[ ]     D --&gt; D2[ ]     D --&gt; D3[ ]     D --&gt; D4[ ]          E --&gt; E1[ ]     E --&gt; E2[ ]     E --&gt; E3[ ]     E --&gt; E4[ ]   </pre>				
現状値	R5	R6	R7	R8	
-	30	60	90	120	

#### 県以外の主体に期待される行動

(住民)

- ・健康相談、健康づくり講座などへの参加、日常の健康づくりの取組
  - ・地域コミュニティ活動への参画
  - ・地域公共交通の利用

(民間団体等)

- ・ボランティアによる傾聴や住民同士のつながり支援
  - ・社会福祉協議会による見守りと自主的な住民活動の支援
  - ・民生・児童委員による見守り活動
  - ・新たな住環境におけるコミュニティの形成や活性化の支援

(市町村)

- ・個別健康相談、健康講座、運動教室の開催
  - ・自治会単位の健康づくり活動の支援
  - ・新たな住環境におけるコミュニティの形成や活性化の支援
  - ・地域公共交通の確保・維持に向けた取組

## 【関連する計画】

- ・健康いわて21（第2次）プラン（計画期間 平成26年度～令和5年度）
  - ・岩手県自殺対策アクションプラン・圏域別（宮古・釜石・大船渡）プラン  
(計画期間 令和元年度～令和5年度)
  - ・岩手県地域公共交通網形成計画（計画期間 令和元年度～令和5年度）

## II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域

### 4 安心で快適な生活環境と活力ある地域社会をつくります

#### (基本方向)

食の安全・安心の確保を図るため、食品の製造・加工、流通の各段階における監視・指導などをいたします。

衛生的で快適な暮らしを実現するため、汚水処理施設などの整備を進めるとともに、老朽化した橋梁やトンネルなどの社会資本の計画的な維持管理や住民との協働による維持管理を推進します。

また、動物のいのちを大切にする社会の実現を目指し、動物譲渡などの取組を通じて動物愛護思想の普及を図ります。

さらに、次代を担う若者や女性をはじめとする住民一人ひとりが地域のけん引役として地域に新たな活力と魅力を創りだす取組を推進します。

#### 現状と課題

- 沿岸圏域では、飲食店等において食中毒が毎年発生しており、食品関係事業者などに対する監視・指導を強化するとともに、住民の食の安全性に対する関心を一層高める必要があります。
- 下水道をはじめとする汚水処理施設の整備は着実に進展しているものの、沿岸圏域における汚水処理人口普及率は、令和3年度末で県全体の84.4%を下回る77.5%にとどまっており、汚水処理施設の整備を促進する必要があります。
- 沿岸圏域は車両のすれ違い困難な箇所が多いことから、通行の安全を確保するため、道路の拡幅などを進めていく必要があります。
- 高度経済成長期以降に集中的に整備された橋梁やトンネルなどの社会資本の老朽化が進行するとともに、復旧・復興工事により社会資本が増加していることから、これらの計画的な維持管理が必要です。
- 沿岸圏域では、保健所が引き取った犬・猫の殺処分数が減少傾向にある一方で、不適切な飼養に起因する引取り頭数が減少していないことから、引き続き動物のいのちを大切にする社会を実現するため、動物愛護の取組を進める必要があります。
- 東日本大震災津波を契機とした震災復興支援者、地域づくりの担い手となっている地域おこし協力隊などの多くの若者や女性が沿岸圏域内に移住するとともに、地域に新たな活力と魅力をつくり出しています。また、新型コロナウィルス感染症の流行前と比較して首都圏在住者の地方移住への関心が高まるとともに、ワーケーション<sup>1</sup>施設などの新たな取組も

<sup>1</sup> ワーケーション：Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。

進んでいます。

人口減少、少子高齢化が進む沿岸圏域において、将来を見据えた活力ある地域づくりを進めるためには、次代を担う若者や女性などが地域のけん引役として、多方面で活躍できる環境づくりを進めることができます。

- ・ 沿岸圏域においても労働者を中心に外国人県民等<sup>2</sup>が増加傾向にあることから、多文化共生社会の実現に向けた取組が必要です。

## 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

### ① 食の安全・安心の確保

- ・ 食品表示法に基づく食品表示について、事業者を対象とした研修会の開催などにより正しい知識の普及を図るとともに、食品表示についての県民理解の促進を通じ、食品に対する信頼の向上を図ります。
- ・ 食品の製造、加工、調理、販売などに携わる食品関係事業者に対し、食品衛生法に基づく監視・指導及び収去検査<sup>3</sup>を行うとともに、H A C C P の導入・定着を推進し、事業者自らが重要工程管理を行うことへの理解促進を図り、H A C C P に沿った衛生管理についての取組を支援します。

### ② 生活の利便性向上につながる社会資本の整備と計画的な維持管理

- ・ 地域の実情に応じて、公共下水道や漁業・農業集落排水施設、浄化槽施設の整備を促進します。また、狭い道路箇所の拡幅や道路除雪に必要な堆雪幅の確保など、生活に密着した道路環境の整備を推進します。
- ・ 橋梁やトンネルなどの機能維持のため、計画的な維持管理を行うとともに、住民団体による地域の道路や河川・海岸の草刈や清掃等の活動に対して支援を行い、住民協働の維持管理を推進します。

### ③ 動物愛護思想の普及と動物のいのちを大切にする取組の推進

- ・ 住民を対象とした講習会の開催などを通じて、動物愛護思想や動物の適切な管理方法に関する普及・啓発を推進します。
- ・ 国・地方自治体・関係団体による動物愛護週間行事の取組に加え、地元動物愛護団体との協働による動物とのふれあいイベントなどを通じて、動物愛護思想の普及・啓発を進めます。
- ・ 保健所が引き取った犬・猫の情報の積極的な発信などにより、新たな飼い主への譲渡を推進するほか、若年層に対する動物愛護思想の普及啓発を図ります。

### ④ 若者・女性などの活躍推進と地域づくり人材の育成支援

- ・ 子育て環境や働く場など若者・女性を巻き環境の改善と、若者・女性が行う様々な分野における参画・協働や産業・地域振興の取組などを支援し、若者や女性などがより一層力を発揮できる地域づくりを進めます。
- ・ 若者や女性をはじめとした住民が主体的に活動する地域づくり団体の育成と東日本大震災津波を契機とした県内外とのつながりを生かした人材の交流を推進するとともに、将来の地域づくりを担う児童・生徒などを対象とした、三陸地域への興味・関心・理解の促進を進めます。

<sup>2</sup> 外国人県民等：外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民。

<sup>3</sup> 収去検査：食品衛生法に基づき、必要最少量の食品などを無償で持ち帰り、食品の安全性を確認する検査。

- ・ 地域おこし協力隊員の相互の連携や交流ネットワークの形成を進め、任期終了後の地域への定着を図ります。
- ・ 市町村や国際交流協会などが進める多文化共生に向けた取組を支援することにより、多様な文化への理解促進や外国人県民等と共に生活できる地域づくりを進めます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
<b>① 食の安全・安心の確保</b>					
目標					
・食品収去検査（弁当、そうざい）の基準適合率（%）	事業者を対象とした食品表示に係る講習会の開催	食品表示についての県民理解の促進			
現状値 R5 R6 R7 R8	100 100 100 100 100				
現状値は令和3年の値					
・H A C C Pに関する講習会の受講者数（人） 〔累計〕	食品の製造・加工、調理などを行う施設への監視・指導 大規模イベントにおける重点監視・指導				
現状値 R5 R6 R7 R8	3,009 3,800 4,200 4,600 5,000				
現状値は令和3年の値					
<b>② 生活の利便性向上につながる社会資本の整備と計画的な維持管理</b>	流通食品の監視・指導 収去検査などの実施 大規模イベントにおける重点監視・指導				
目標	食品事業者に対するH A C C P導入・定着の取組を実施 H A C C Pに沿った衛生管理の支援				
・汚水処理人口普及率（%）【再掲】					
現状値 R5 R6 R7 R8	77.5 83.0 85.7 88.5 88.5				
現状値は令和3年の値	污水処理施設の整備・水洗化の促進 生活に密着した道路環境の整備 (狭あい道路箇所の拡幅など)				
・社会資本の維持管理を行う協働団体数（団体）	社会資本の維持管理 橋梁やトンネルなどの機能維持のための修繕・更新 道路や河川・海岸の維持管理における住民との協働の推進				
現状値 R5 R6 R7 R8	54 54 54 54 54				
現状値は令和3年の値					

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																
	～R4	R5	R6	R7	R8												
<b>③ 動物愛護思想の普及と動物のいのちを大切にする取組の推進</b>	動物愛護思想の普及・啓発																
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の犬・猫の返還・譲渡率（%）</li> </ul>																
現状値	R5 100	R6 100	R7 100	R8 100													
現状値は令和3年の値																	
<b>④ 若者・女性などの活躍推進と地域づくり人材の育成支援</b>	保健所が引取った犬・猫の譲渡の推進 (犬・猫情報の積極発信、若年層に対する動物愛護思想の普及啓発など)																
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒などを対象とした地域への理解促進等を図るイベントへの参加者数(人)【累計】</li> </ul>																
現状値	R5 -	R6 20	R7 40	R8 60													
・地域おこし協力隊の地元定着に向けた研修会等への参加者数(人)【累計】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>現状値</td><td>R5 -</td><td>R6 65</td><td>R7 105</td><td>R8 145</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>					現状値	R5 -	R6 65	R7 105	R8 145							
現状値	R5 -	R6 65	R7 105	R8 145													
目標値は令和4年からの累計																	
・多文化共生社会の実現に向けた研修会等への参加者数(人)【累計】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>現状値</td><td>R5 -</td><td>R6 20</td><td>R7 40</td><td>R8 60</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>					現状値	R5 -	R6 20	R7 40	R8 60							
現状値	R5 -	R6 20	R7 40	R8 60													
	若者・女性などの活躍推進																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者・女性などの活躍推進に向けた取組の支援</li> </ul>																
	地域づくり人材・団体の育成支援																
	地域おこし協力隊の地元定着支援																
	多文化共生社会の実現に向けた取組の支援																

## 県以外の主体に期待される行動

### 【食の安全・安心】

(住民)

- ・食に関する正しい知識の習得
- (食品関連事業者)
- ・H A C C P に沿った衛生管理に基づく安全な食品の提供
- ・食品表示法を遵守した食品の正しい情報の提供

### 【汚水処理施設、社会資本の整備と維持管理】

(住民)

- ・汚水処理施設（浄化槽）の一層の導入
- ・道路や河川・海岸の草刈や清掃活動における県及び市町村との協働
- (市町村)
- ・汚水処理施設（下水道、漁業・農業集落排水）の整備
- ・汚水処理施設整備（浄化槽）の支援
- ・社会資本の整備と維持管理

### **【動物愛護】**

(住民)

- ・動物の適正管理
- ・動物の命を大切にする行動
- ・ペットを原因とした住民トラブルなど、地域課題に対する解決に向けた取組

(市町村)

- ・ペットを原因とした住民トラブルなど、地域課題に対する解決に向けた取組
- ・保健所と連携した動物譲渡推進

(関係団体)

- ・動物譲渡推進及び動物愛護思想の普及・啓発の取組

### **【若者・女性等の活躍推進】**

(住民)

- ・地域づくりへの積極的な参加
- ・多様な文化の理解促進

(市町村)

- ・若者・女性の活躍に向けた支援
- ・地域おこし協力隊の定着支援
- ・多文化共生社会の推進

### **【関連する計画】**

- ・岩手県食の安全安心推進計画（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・第三次岩手県動物愛護管理推進計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・いわて汚水処理ビジョン2017（計画期間 平成30年度～令和7年度）
- ・岩手県多文化共生推進プラン（計画期間 令和2年度～令和6年度）

## II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域

### 5 良好的な自然環境の保全・活用と持続可能な生活環境の整備を進めます

#### (基本方向)

優れた自然環境、地域資源を活用した環境団体などの取組への支援や公共用水域の保全など、自然との共生に向けた取組を推進します。

沿岸圏域の良好な水環境の確保に向け、公共用水域の水質状況の把握に努めるとともに、汚水の排出源となる事業所などの監視・指導の一層の強化を図ります。

ごみの減量化やリサイクルの促進など、循環型地域社会の構築に向けた取組を推進します。

地球温暖化防止に向け、温室効果ガス排出削減に向けた対策への事業者や住民の理解向上を図ります。

#### 現状と課題

- 沿岸圏域の環境団体の中には、東日本大震災津波以降活動を休止し、再開していない団体もあり、N P O等と連携した活動の活性化や次代の活動を担う人づくりなど、活動再開に向けた支援が必要です。
- 三陸復興国立公園や早池峰国定公園など優れた自然環境を有する沿岸圏域では、三陸ジオパーク<sup>1</sup>やみちのく潮風トレイルなどの地域資源を活用した自然との共生への意識向上のほか、多様な主体と連携した森川海の健全な水循環の確保や海岸漂着物への対応など、優れた環境を守り次代に引き継ぐための取組が求められています。
- 公共用水域における環境基準の達成に向けて、工場排水や生活排水の対策による良好な水環境の確保に取り組む必要があります。
- 沿岸圏域における一人1日当たりごみ排出量は、令和2年度において903gと県平均の908gを下回りましたが、ごみの減量化に向けて、多様な主体との連携によるリサイクルの促進や、3 R<sup>2</sup>を基調とする循環型のライフスタイルの定着を図る必要があります。
- 事業者による産業廃棄物の保管等について、建設廃材などの小規模な不適正処理が依然としてみられることから、監視・指導を行っていく必要があります。
- 気温の長期的上昇や豪雨被害の増加など、気候変動による環境の変化への懸念が世界的に広がっていることから、地球温暖化防止に向け、エコライフの実践に係る普及啓発や再生可能エネルギー導入の促進など、住民や事業者など様々な主体による温室効果ガス排出量削減のための取組を支援・推進する必要があります。

<sup>1</sup> ジオパーク：地域に親しみ、山や川をよく見てその成り立ちと仕組みに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所。また、そのような地球を学ぶ旅を楽しむ場所。

<sup>2</sup> 3 R：Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするもの。

また、G Xを推進し、カーボンニュートラルと持続可能な新しい成長を目指す必要があります。

### **県が取り組む具体的な推進方策（工程表）**

#### **① 自然環境の保全と活用の推進**

- ・ N P Oなどの団体が行う環境保全活動や希少野生動植物の保護活動を支援するとともに、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルを活用した環境学習などの活動を推進します。
- ・ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理や、県民等の参加による河川や海岸などの保全の取組を進めます。
- ・ 環境学習活動の委託や情報交換会の開催を通じて、環境団体の活動活性化に向けた取組を推進します。
- ・ 三陸ジオパークなどの周知・活用及び保全活動に向けた取組を推進します。
- ・ 河川や海域などの公共用水域の水質監視や工場・事業場などに対する排水の監視・指導を強化し、環境基準の達成・維持に向けた取組を推進します。

#### **② 廃棄物減量化対策などによる循環型地域社会の構築**

- ・ 一般廃棄物削減に向けて、ごみの分別回収や発生抑制に資する技術的助言等の支援を通じて市町村と連携を図るとともに、3 Rの普及・啓発に取り組みます。
- ・ 産業廃棄物処理事業者などへの廃棄物の適正処理の監視・指導を一層強化するとともに、排出事業者を対象とする説明会を開催し、適正処理や資源循環に関する意識啓発を図ります。

#### **③ 再生可能エネルギーの導入促進などによる地球温暖化対策の推進**

- ・ 「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度<sup>3</sup>、「エコスタッフ養成セミナー」への事業者の参加や、「地球温暖化を防ごう隊<sup>4</sup>」への小学校の参加を促進するとともに、各種研修などを通じて温室効果ガス排出削減の普及啓発と機運醸成に取り組みます。
- ・ 木質バイオマスの活用を促進するため、木質バイオマス燃料の安定的な供給に向けた需給情報を関係者間で共有するとともに、新たな施設整備の計画がある場合は、施設整備に対する補助事業導入や木質バイオマスコーディネーターの派遣等による支援を行います。
- ・ 沿岸圏域の豊富な再生可能エネルギーである太陽光、風力、バイオマスなどの活用を促進するため、市町村と連携して事業者等の取組を支援します。
- ・ 市町村、大学、関係団体等と連携しながら、海洋エネルギーの実用化に向けた取組を支援します。

<sup>3</sup> 「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度：地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的とした制度。

<sup>4</sup> 地球温暖化を防ごう隊：小学生を『地球温暖化を防ごう隊員』に任命し、家庭でできる身近な節電等の取組を通じて地球温暖化防止に対する意識を高める取組。

県が取り組む具体的な推進方策		工程表（4年間を中心とした取組）				
		～R4	R5	R6	R7	R8
<b>① 自然環境の保全と活用の推進</b>						
目標						
・三陸ジオパーク等を活用した環境保全活動実施団体数（団体）〔累計〕		環境保全や希少野生動植物保護活動の普及・啓発・実践				
現状値	R5	R6	R7	R8		
29	42	48	54	60		
現状値は令和3年の値		三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルを活用した環境学習活動の推進				
		三陸ジオパークなどの周知・活用及び保全活動の実施				
		公共用水域の環境基準の達成・維持への取組推進				
		公共用水域の水質監視				
		事業場等への立ち入り調査及び排出水の監視				
<b>② 廃棄物減量化対策などによる循環型地域社会の構築</b>						
目標						
・沿岸地域住民一人1日当たり家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量（g）		ごみ減量化の取組支援 (分別回収・発生抑制に資する技術的助言等)				
現状値	R5	R6	R7	R8		
601	(R4) 594	(R5) 588	(R6) 581	(R7) 574		
現状値は令和3年の値		3Rの普及・啓発				
		廃棄物の適正処理の監視・指導の実施				
		事業者に対する監視指導、排出事業者などに対する説明会の開催				
		市町村、警察などとの不法投棄監視合同パトロールの実施				
<b>③ 再生可能エネルギーの導入促進などによる地球温暖化対策の推進</b>						
目標						
・「いわて地球環境にやさしい事業所」新規認定数（事業所）〔累計〕		「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度、 「エコスタッフ養成セミナー」 への事業者の参加促進				
現状値	R5	R6	R7	R8		
18	20	21	22	23		
現状値は令和3年の値		「地球温暖化を防ごう隊」への小学校の参加促進				
		木質バイオマスコーディネーターの派遣などによる 木質バイオマス利用施設の設置支援				
		再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援				

## **県以外の主体に期待される行動**

(住民、N P O等環境団体)

- ・環境学習や各種環境保全活動への参加
- ・ごみの減量化やリサイクル活動の取組の実践
- ・行政と連携した環境保全活動の取組
- ・再生可能エネルギーの積極的な導入や省エネ、節電行動の取組

(事業者)

- ・産業廃棄物の適正処理、発生抑制及びリサイクル推進の取組

(市町村)

- ・地域の実情に即した環境保全活動の推進
- ・3 R や再生可能エネルギー等に係る普及啓発

## **【関連する計画】**

- ・岩手県環境基本計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・岩手県食品ロス削減推進計画（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・釜石・大槌地域流域ビジョン（計画期間 令和元年度～令和10年度）
- ・宮古・下閉伊地域流域ビジョン（計画期間 平成30年度～令和6年度）
- ・大船渡湾水環境保全計画（計画期間 平成26年度～令和5年度）
- ・気仙川流域基本計画（計画期間 令和5年度～令和9年度）
- ・大船渡市三陸町地域流域基本計画（計画期間 令和元年度～令和5年度）

## II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域

### 6 安心して子どもを生み育てることができ、高齢者や障がい者がいきいきと、健やかに暮らせる社会をつくります

#### (基本方向)

結婚を望む男女の出会いの場づくりや子育てしやすい環境づくりに向け、地域における支援体制の充実強化に取り組みます。

また、高齢者や障がい者の社会参加、生活支援体制の充実強化に取り組むとともに、住民主体の介護予防の取組及び保健・医療・介護・福祉が一体となった地域連携を推進します。

#### 現状と課題

- 沿岸圏域では、若年人口の流出が続き、結婚・出産の適齢人口が減少し相対的な未婚率の上昇につながっていること等により、令和2年度の合計特殊出生率は1.34と低下していることから、住民が安心して家庭を持ち子育てしやすい環境の整備を図る必要があります。
- ヤングケアラー<sup>1</sup>問題は、教育・児童福祉関係機関が主体となって取り組んでいますが、背景に保護者や家族に介護や介助、支援等を行う必要がある場合があることから、介護及び障がい福祉関係機関による支援体制の強化が必要です。
- 沿岸圏域の令和3年の高齢化率40.1%は、県平均34.3%を上回っており、今後も上昇が続くと見込まれることから、高齢者が生きがいを感じながら、より健康でいきいきと暮らすことができる社会の構築が必要です。
- 障がい者の高齢化が進んでおり<sup>2</sup>、高齢化の進展に伴う身体、知的、精神それぞれの障がい特性に応じた支援が必要とされているほか、障がい者が必要なサービスを受けながら希望する地域で安心して生活できるよう、市町村、障がい福祉サービス事業者及びハローワークなどによる就労・生活支援体制の充実が必要です。
- 沿岸圏域では情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した地域医療情報ネットワーク<sup>3</sup>の活用が定着しており、今後の全県的な医療情報連携体制のあり方の検討の中で、沿岸圏域の同ネットワークの充実強化に向けた地域の主体的取組を支援していくことが必要です。
- 住民が生涯にわたり自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健・医療・介護・福祉サービスなど、日常生活に必要な支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの効果的な運用が必要です。

<sup>1</sup> ヤングケアラー：法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。

<sup>2</sup> 65歳以上の障害者の割合：身体障がい者・62%（平成18年）→74%（平成28年（在宅）30年（施設））、知的障がい者・4%（平成17年）→16%（平成28年（在宅）30年（施設））、精神障がい者・34%（平成20年）→39%（平成29年度）（出典：令和3年8月30日厚生労働省社会保障審議会障害者部会資料）。

<sup>3</sup> 地域医療情報ネットワーク：病院や診療所、介護事業所、薬局などの医療関係機関等で、患者の診療内容や検査結果、処方されている薬などの情報を共有することにより効率の良い医療を提供することを目的としたシステム（釜石地域は「OKはまゆりネット」、宮古地域は「みやこサーモンケアネット」、気仙地域は「未来かなえネット」）。

## 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

### ① 結婚支援や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の推進

- 各種婚活イベントの実施や“いきいき岩手”結婚サポートセンター<sup>4</sup>（i-サポ）を周知するほか、企業等と連携し、職域を通じて情報を提供するなど、結婚を望む男女に出会いの機会を提供し、結婚支援を推進します。
- 地域の母子保健医療体制の強化を図るため、母子保健事業に関する医療機関、市町村及び関係団体等で組織する母子保健医療連絡会を開催し、取組等の情報交換や支援体制の検討等を行います。
- 妊娠から出産、子育てに関するマタニティブック「ママサポBOOK」を県立病院や市町村を通じて妊産婦に配布することなどにより、妊産婦が安心して出産・育児ができるように支援します。
- 社会全体で子育てを支援する機運の醸成に向け、「いわて子育て応援の店」協賛店を拡充します。
- ヤングケアラー問題については、教育・児童福祉関係機関の取組に加えて、支援体制強化のため、介護及び障がい福祉関係機関に対し、集団指導や障がい者自立支援協議会等の場を通じて周知啓発を図ります。

### ② 高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の推進

- 高齢者が健康で文化・スポーツ活動などの生きがいづくりに取り組むことができるよう、社会参加活動を通じた住民主体の健康づくりや介護予防の取組、要介護状態からの自立支援などを推進します。
- 認知症になっても安心して生活することができるよう、成年後見制度<sup>5</sup>の利用を促進とともに、認知症の人やその家族を支援するため「認知症サポーター<sup>6</sup>」や「認知症キャラバン・メイト<sup>7</sup>」などの普及啓発を行います。

### ③ 障がい者の自立支援や社会参加の促進

- 市町村の相談支援体制や障がい福祉サービス事業者による就労・生活支援体制などの充実を支援するとともに、障害者支援施設などに入所又は入院している障がい者が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、障がい者自立支援協議会の活動を通じて、地域での受入体制の整備を支援します。また、同協議会での協議等を通じて、児童発達支援センター<sup>8</sup>の設置に向けた支援をします。
- 「ユニバーサルデザイン<sup>9</sup>」について、事業者、地域住民などによる取組や学校での啓発活動を支援するほか、ユニバーサルデザインに対応した公共的施設の情報提供を行う「いわてユニバーサルデザイン電子マップ」の充実や「ひとにやさしい駐車場利用証制度<sup>10</sup>」の普及

<sup>4</sup> “いきいき岩手”結婚サポートセンター：結婚を望む男女に出会いの機会を提供するため、会員登録制のお見合いのセッティングや、婚活イベント情報の発信等を行う。

<sup>5</sup> 成年後見制度：判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する者を選任する制度。

<sup>6</sup> 認知症サポーター：地域の住民や企業の従業員、学生などで認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする方。

<sup>7</sup> 認知症キャラバン・メイト：認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法などを伝える「認知症サポーター養成講座」の講師を務めることができる方。

<sup>8</sup> 児童発達支援センター：地域の障害のある児童を通して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

<sup>9</sup> ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

<sup>10</sup> ひとにやさしい駐車場利用証制度：県と施設管理者が協定を締結し、障がい者、高齢者、妊産婦等歩行が困難な方に県が利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画の適正利用を促進するための制度。

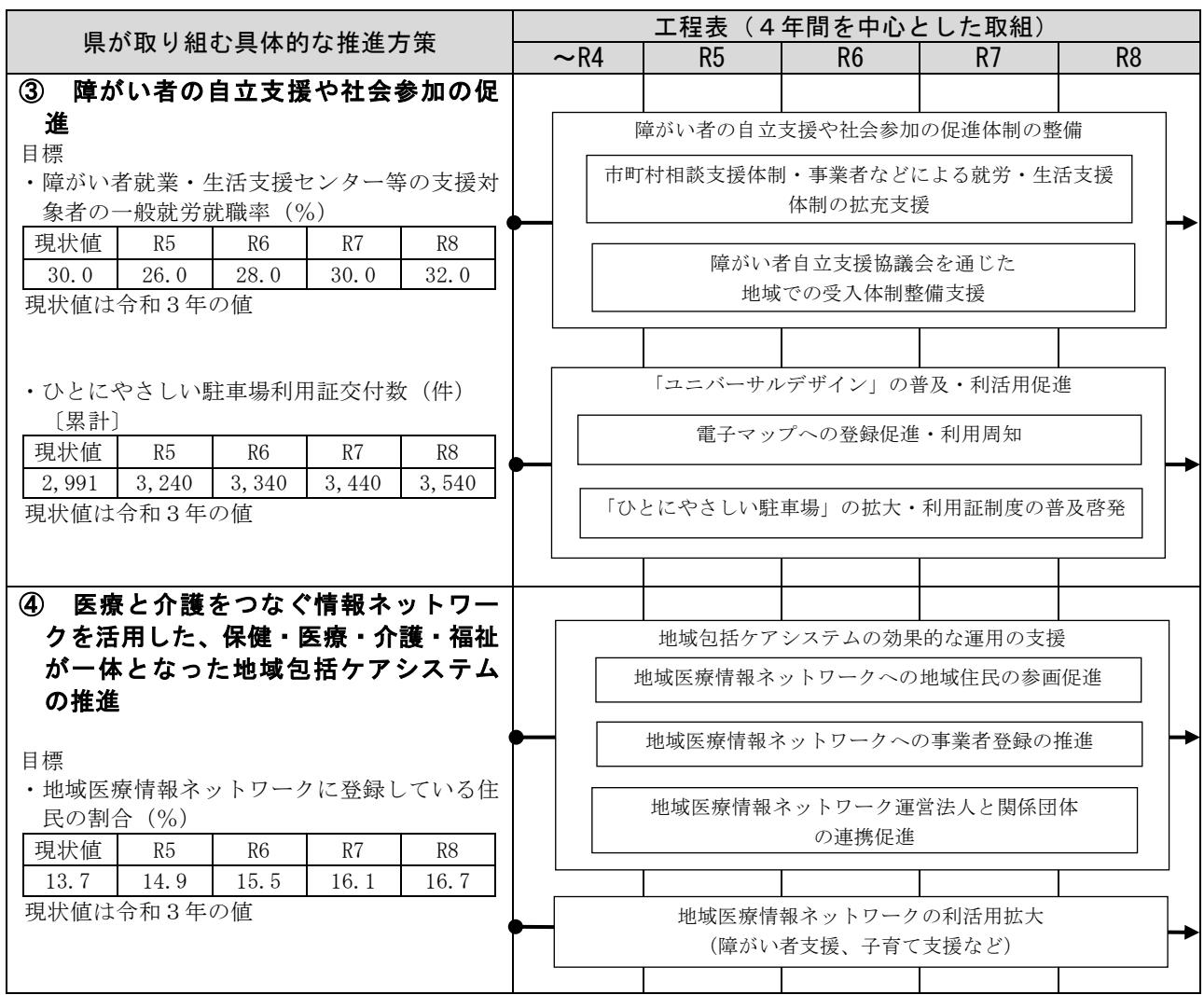
啓発を行います。

#### ④ 医療と介護をつなぐ情報ネットワークを活用した、保健・医療・介護・福祉が一体となった地域包括ケアシステムの推進

- 沿岸圏域で運用されている地域医療情報ネットワークへの地域住民の参画を促進し、保健・医療・介護・福祉など必要とするサービスを身近な地域で一体的かつ切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの効果的な運用を支援します。
- 沿岸圏域で運用されている地域医療情報ネットワークの活用の推進を図るため、ネットワークシステムを運営するNPO法人等と医療機関や介護事業者などの関係機関等との連携を進めます。
- 医療と介護をつなぐ情報ネットワークの利活用を、障がい者支援や子育て支援などに広げていくことにより「共に生きる社会づくり」を推進します。



<sup>11</sup> 介護予防に資する住民主体の通いの場：住民自らが主体となって運営し、茶話会や趣味活動、体操など介護予防に繋がる取組を月1回以上実施する場のこと。



## 県以外の主体に期待される行動

(住民)

- ・ユニバーサルデザイン学習の実施と参加
- ・医療情報ネットワークへの参加

(事業者等)

- ・“いきいき岩手”結婚サポートセンター（i-サポ）の運営
- ・認知症の啓発活動への参加
- ・障がい者自立支援協議会への参画
- ・「ひとにやさしい駐車場」の整備と利用、施設、設備のバリアフリー化及びいわてユニバーサルデザイン電子マップへの登録
- ・市町村要保護児童対策地域協議会への参画

(市町村等)

- ・若者の結婚支援
- ・地域子育て支援拠点等の設置、運営
- ・認知症啓発活動の実施・認知症サポーターの養成
- ・成年後見制度の利用促進に向けた、関係機関との地域連携ネットワークの構築と運営

- ・障がい者自立支援協議会の運営
- ・施設設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン学習への実施協力
- ・地域包括ケアシステムの推進
- ・市町村要保護児童対策地域協議会の運営

**【関連する計画】**

- ・いわて子どもプラン（計画期間 令和2年度～令和6年度）
- ・いわていきいきプラン（計画期間 令和3年度～令和5年度）

## II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域

### 7 安心で健やかに暮らせる地域医療の確保と健康づくりを進めます

#### (基本方向)

医療を必要とする住民が安心して医療を受けることのできる体制の構築に向け、医療・介護人材の確保・育成を図るほか、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した地域医療情報ネットワークの活用などにより、医療・介護をはじめとする関係者の情報連携などの強化に取り組みます。

地域や関係機関・団体との連携を強化し、働く世代の生活習慣の改善と高齢者の健康・体力づくりを図るとともに、健康づくりが実践しやすい環境整備を推進します。

宮古・釜石・大船渡地域自殺対策アクションプランに基づき、県・市町村、関係機関団体との連携による、普及啓発・相談対応・人材養成などの効果的な自殺対策を推進します。

#### 現状と課題

- 沿岸圏域では、医療従事者数が全国平均や県平均を大きく下回るなど人材不足が顕著となっているほか、医療提供施設数は東日本大震災津波の発災前と比べて減少しており、安定的な地域医療の提供のため人材の確保・育成などに取り組むことが必要です。
- 沿岸圏域では情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した地域医療情報ネットワークの活用が定着しており、今後、全国的な保健医療ネットワークを踏まえた県レベルの医療情報連携体制のあり方が検討されることを見込み、更なる充実が必要です。
- 東日本大震災津波等の大規模災害の発生に備え、これまでに構築してきた医療提供体制を活用し、災害時において必要な医療を提供することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、医療・検査体制、感染症患者の情報収集の体制などが課題となったことから、関係機関との連携により、今後の新興・再興感染症の発生に備えた体制の整備を進めていく必要があります。
- 沿岸圏域では、65歳未満の働く世代のがん・脳卒中・心疾患等の生活習慣病による死亡率が特に高く、KDB（国保データベース）を活用した特定健康診査<sup>1</sup>の集計結果（令和2年度）においても、40～59歳の男性に朝食欠食、喫煙、飲酒などの課題が多く見られることから、働く世代の生活習慣の改善及び健康づくりを図ることが必要です。

また、新型コロナの流行に伴う外出自粛、リモートワークなどの影響による運動不足からの体力低下や栄養の偏り等の健康状態の悪化が懸念されていることから、関係機関・団体が連携を強化し、健康づくりの取組を促進することが必要です。

- 沿岸圏域の高齢化率は、平成元年以降、県平均を10%以上上回る状態が続いているおり、令和3年では40.1%と県平均34.3%を大きく上回っています。今後、要介護（要支援）認定率

<sup>1</sup> 特定健康診査：医療保険に加入する40歳から74歳の被保険者及び被扶養者に対し、メタボリックシンドロームを早期に発見するために行う健診。

の一層の増加が見込まれていることから、高齢者のフレイル<sup>2</sup>予防を軸とした健康と体力の維持増進を図る必要があります。

さらには、地域全体で健康に配慮した食事の提供や気軽に運動できる機会、場所の提供など、健康づくりを実践しやすい環境の整備が必要です。

- 沿岸圏域の人口 10 万人当たりの自殺死亡数は、平成 20 年の 36.3 人をピークに年々減少傾向にありますが、令和 2 年では 22.0 人と県平均 21.2 人をやや上回っています。

年齢別に見ると、男性では 40~60 歳代の働く世代、女性では 70 歳以上の高齢者に多い現状にあります。

- 東日本大震災津波からの復興に伴う生活環境の変化や新型コロナの感染拡大による生活様式の変化によるストレスなどがこころの健康に影響を与え、自殺リスクの増加が懸念されることから、市町村・関係機関・民間団体の連携を強化し、自殺対策の取組を推進していく必要があります。

### **県が取り組む具体的な推進方策（工程表）**

#### **① 医療・介護人材の確保・育成や保健・医療・介護・福祉の連携強化**

- ナース人材バンク、福祉人材センター等と連携し、多様な就業ニーズに応じた短時間勤務（パート勤務）などの導入により医療・介護人材の確保を支援します。  
また、中学生・高校生等を対象とした医療・介護職紹介セミナーなどにより進路選択に向けた意識啓発を促進します。
- 地域医療情報ネットワークや在宅医療連携拠点等による医療機関・介護事業所などの連携強化を支援するとともに、研修会により人材育成を図り、保健・医療・介護・福祉の切れ目のない提供体制の構築を促進します。
- 地震や津波、洪水等の自然災害や大規模な事故発生時に的確に対応できるよう、災害医療訓練の実施により関係機関の連携体制を強化するなど、災害医療提供体制の構築を推進します。
- 新型コロナに対応するために整備した診療・検査医療機関と感染症指定医療機関等のネットワークの効率的な運用を図り、今後の新興・再興感染症も見据え、患者に必要な医療サービスを提供する体制の整備を進めます。

#### **② 食生活の改善や運動習慣の定着などによる生活習慣病の予防と高齢者の健康づくりの推進**

- 企業を対象に、体組成測定器や血管年齢計などの機器を活用した体験型出前講座を実施し、働く世代の生活習慣改善を推進するとともに、歩数計を活用した健康チャレンジマッチ<sup>3</sup>などで、企業の健康経営<sup>4</sup>の取組を促進します。
- 高齢者が生涯にわたって元気に暮らすことができるよう、市町村や社会福祉協議会が実施するサロンや集いの場などの健康管理機器の利用を促進し、フレイル予防を軸とした健康・体力づくりを推進します。
- 外食栄養成分表示店の拡大を図ることなどにより、日常生活の中で健康づくりを実践しやすい環境の整備を図ります。

<sup>2</sup> フレイル：加齢により心身の活力（運動機能や認知機能等）が弱くなっているものの、正しく介入（治療や予防）することで元に戻ることが可能な状態。

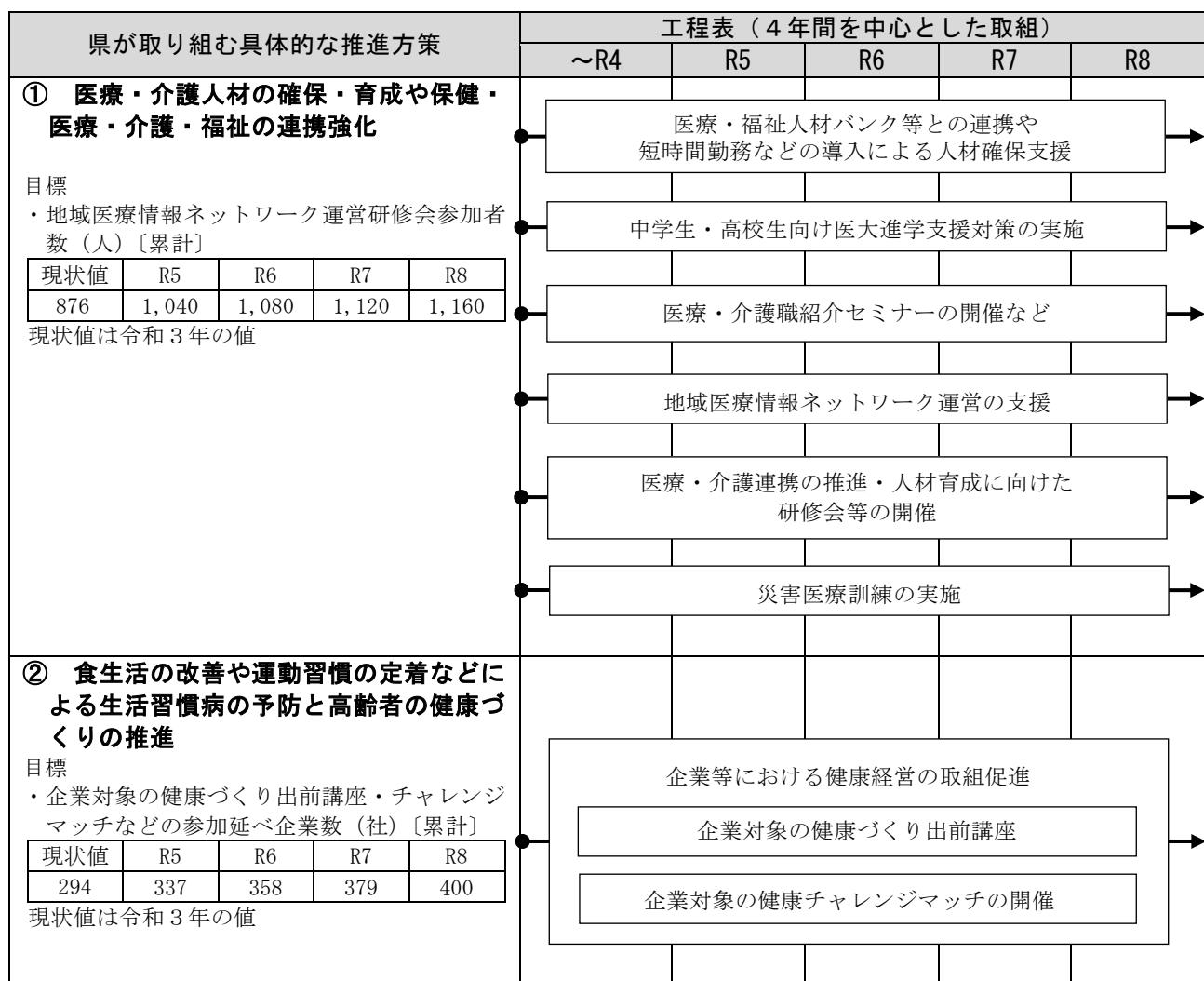
<sup>3</sup> 健康チャレンジマッチ：従業員の歩行数や体脂肪率等の健康づくりの成果を企業対抗で競う取組。

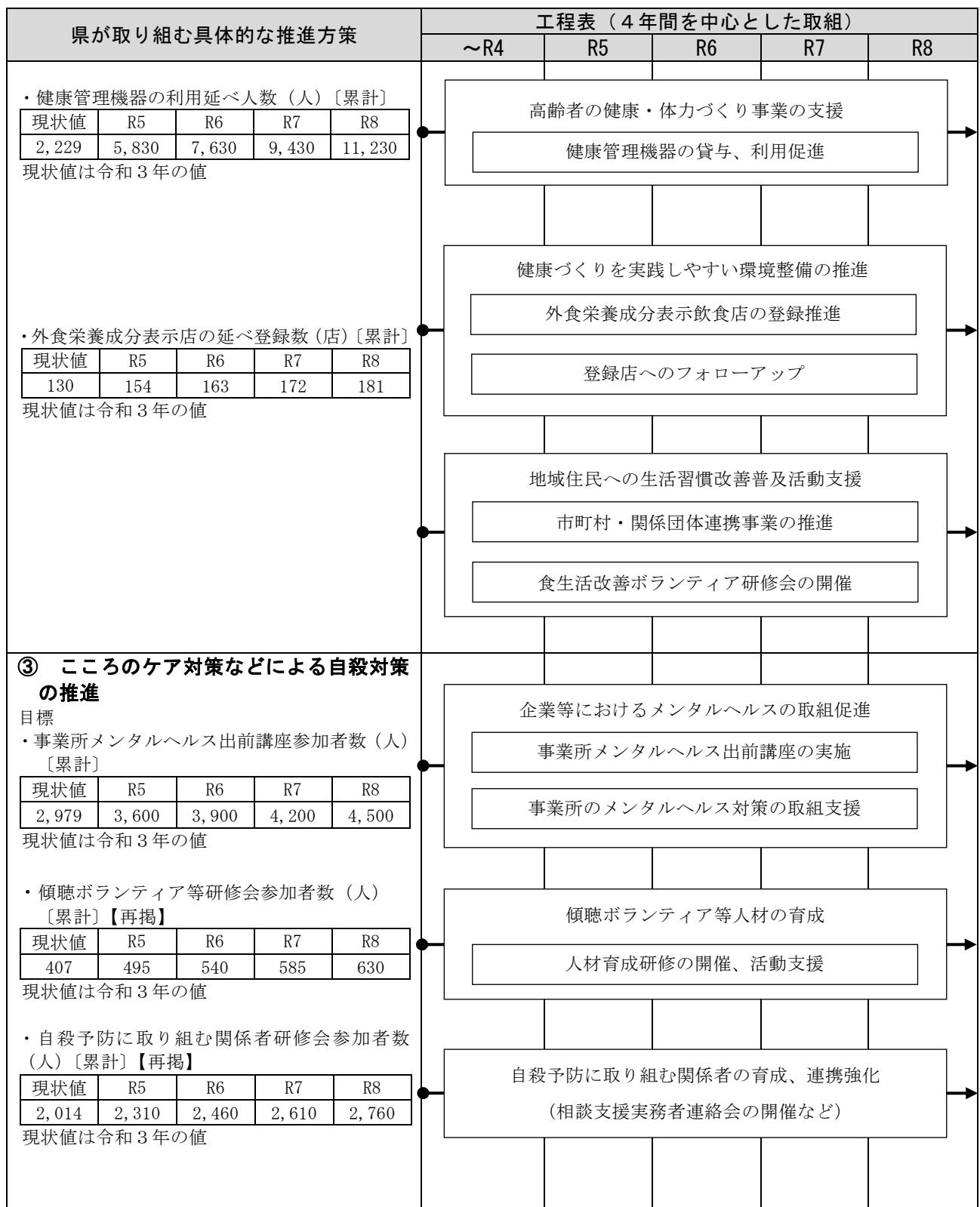
<sup>4</sup> 健康経営：従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること（健康経営は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標。）。

- 市町村や労働安全衛生関係団体・高齢福祉関係団体などとの連携事業や、食生活改善及び運動普及のボランティアを対象とした研修会と活動検討会の開催など、関係機関やボランティアによる地域住民への生活習慣改善普及活動を支援します。

### ③ こころのケア対策などによる自殺対策の推進

- 働く世代を対象に健康出前講座などを実施し、こころの健康に関する知識、相談窓口の周知などを図るとともに、事業所のメンタルヘルス対策の取組を支援します。
- 傾聴ボランティアなどの育成を通じ、住民一人ひとりが周囲の方のこころの不調に気づき、互いに見守りながら、地域で支え合う取組を推進します。
- 生活相談支援担当者などに対して、自殺の危険を示すサインに早期に気づき、適切に対応できる技術の向上を図るとともに、相談支援実務者連絡会などを通じ、市町村・医療機関・社会福祉団体・商工団体など関係団体との連携を強化し、自殺対策の普及啓発などの取組を推進します。





## 県以外の主体に期待される行動

(住民)

- ・生活習慣改善、こころと体の健康づくり
- (企業・関係機関・関係団体)
- ・地域医療情報連携ネットワーク運営
- ・各医療機関における医師確保の取組
- ・企業における健康経営、自殺予防の取組
- ・施設、職場、飲食店などでの受動喫煙防止
- ・健康的な食事・弁当などの提供や食品開発
- ・地域傾聴活動などの実施

(市町村)

- ・在宅医療連携拠点の設置
- ・地域医療情報ネットワーク運営支援
- ・特定保健指導などの個別健康相談、健康講座
- ・食・運動普及ボランティアの養成・育成
- ・運動施設、ウォーキングコースの設定、紹介
- ・こころの健康講演会の開催
- ・ゲートキーパーの養成・育成
- ・庁内の自殺対策ネットワークの構築

### **【関連する計画】**

- ・岩手県保健医療計画（計画期間 平成30年度～令和5年度）
- ・健康いわて21（第2次）プラン（計画期間 平成26年度～令和5年度）
- ・岩手県自殺対策アクションプラン・圏域別（宮古・釜石・大船渡）プラン  
(計画期間 令和元年度～令和5年度)

## II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域

### 8 スポーツ・文化を楽しみ、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる活力あふれる地域をつくります

#### (基本方向)

希望郷いわて国体・いわて大会及びラグビーワールドカップ 2019™釜石開催などのレガシーを地域づくりに生かすため、住民が身近にスポーツに親しむことができる環境整備に取り組みます。

東日本大震災津波発災後整備されたスポーツ施設を活用したツーリズムなどを展開し、県内外との交流人口の拡大による地域振興を推進します。

地域の民俗芸能や文化芸術活動などの文化資源に親しむ機会を提供し、その価値や多彩な魅力を発信するとともに、これらに携わる人材の育成などを支援します。

#### 現状と課題

- 沿岸圏域は、新日鐵釜石ラグビー部の日本選手権 7 連覇（昭和 54 年～昭和 60 年）とその歴史を引き継ぐ釜石シーウェイブス R F C の活躍など、全国に誇れるラグビー文化が継承されているとともに、宮古サーモン・ハーフマラソン大会、釜石はまゆりトライアスロン大会やツール・ド・三陸など、様々なスポーツ大会が各地域に根づいています。
- 希望郷いわて国体・いわて大会、ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催のレガシーなどを通じ、スポーツが地域に活力を与える土壤が形成されており、これらの強みをスポーツ振興や地域づくりに生かしていくことが必要です。
- 国際規格で整備されたコースによる BMX レースなどの新たなスポーツアクティビティ<sup>1</sup>の取組も進められています。釜石鵜住居復興スタジアムや夢アリーナたかた、県立野外活動センターなどのスポーツ施設を活用し、沿岸圏域でのスポーツイベントの開催やスポーツ合宿の誘致、スポーツツーリズムの展開などによる地域振興に取り組む必要があります。
- 世代を超えて誰もが気軽にスポーツに参加できる機会や文化芸術活動に親しむ機会を創出するとともに、それらを支える人材を育成する必要があります。
- 釜石地域においては、世界遺産である「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」をはじめ、長い近代製鉄の歴史と豊富な産業資産があり、これらを活用し、地域固有の鉄の文化を学び、発信することにより、地域の活性化につなげることが必要です。
- 神楽、虎舞や権現舞等の民俗芸能やユネスコの無形文化遺産への登録が決定した「来訪神：仮面・仮装の神々」を構成する行事の一つである吉浜のスネカなどは、県内外からの多くのファンをひきつけるとともに、東日本大震災津波からの復興に当たっては、被災者の心の支

<sup>1</sup> スポーツアクティビティ：海、山、川及び湖等の自然環境下で実施する、身体活動を伴うトレッキングやカヌーなどの体験及びツアーコースのこと。

えや地域の再生に大きく寄与してきたところです。また、大船渡市を中心に平成26年から三陸国際芸術祭が毎年開催され、多様な文化・芸術との交流が行われています。一方、少子高齢化による後継者の減少や被災地からの住居移転によるコミュニティの分散などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う活動自粛の影響もあって、活動の継続が懸念されており、地域の多様な文化、民俗芸能の保存や伝承などに取り組んでいく必要があります。

### 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

#### **① ラグビーワールドカップ2019™釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機に、住民が生涯にわたりスポーツに親しむ取組の推進**

- ・ スポーツを活用した地域振興を推進するため、ラグビーワールドカップ2019™釜石開催などを契機とした国内外との交流拡大やスポーツ資源の拡充・強化、スポーツ参画機運の高まりを、沿岸地域の更なるスポーツ振興につなげます。
- ・ 一人ひとりの競技レベルやライフステージに応じて、誰もが気軽にスポーツに参画できるスポーツ環境などの向上に取り組み、スポーツ活動の裾野を拡大します。

#### **② 教育や健康、交流などスポーツの持つ多面的機能を生かした地域活性化の取組の推進**

- ・ スポーツの力による地域活性化を推進するため、ラグビーワールドカップ2019™釜石開催の成果を生かした交流人口の拡大や地域づくりに向けた取組を展開します。
- ・ ラグビーワールドカップ2019™釜石開催で得られた成果を地域振興に生かすとともに、スポーツ施設やスポーツイベントなどの資源を活用し、スポーツツーリズムを推進します。
- ・ スポーツを「する、みる、支える、知る」といったスポーツとの多様な関わり方を広げるとともに、住民のスポーツ活動への積極的な参加により、健康増進や生きがいづくりを推進します。

#### **③ 民俗芸能や若者の創意あふれる文化芸術活動など、地域の多様な文化や芸術活動を生かした地域活性化の取組の推進**

- ・ 地域の文化資源の魅力や価値、地域の文化芸術情報を発信するとともに、地域の多様な文化や民俗芸能の保存・伝承・活動の支援に取り組みます。  
特に、世界遺産である「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」については、県内の他の世界遺産との連携を図りながら、情報の発信を推進します。
- ・ 国内外の地域や芸術団体、様々な分野の文化芸術活動の交流を促進します。
- ・ 民俗芸能をはじめ文化芸術に触れる機会や交流の場を創出するとともに、これらに携わる人材の育成や若者の創意工夫などによる多様な文化芸術活動を支援します。



## 県以外の主体に期待される行動

<p>○スポーツ (スポーツ関係団体など)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・スポーツに親しむ機会の提供</li><li>・地域スポーツ活動の推進</li><li>・スポーツへの参加機会の提供</li><li>・指導者の資質向上 (スポーツ施設)</li><li>・スポーツ実施機会の提供 (市町村・市町村教育委員会)</li><li>・スポーツを生かした健康づくり、地域づくり、地域活性化の推進</li><li>・スポーツツーリズムの推進</li><li>・スポーツ推進委員の育成と活用</li><li>・スポーツイベントなどの開催</li></ul>	<p>○文化 (文化芸術活動団体など)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・芸術文化に親しむ機会の提供</li><li>・住民への鑑賞機会、活動場所、発表機会の支援 (文化施設)</li><li>・鑑賞機会の提供</li><li>・活動場所、成果発表機会の提供 (市町村・市町村教育委員会)</li><li>・芸術文化を生かした地域づくり、地域活性化の推進</li><li>・地域文化の保存・伝承</li><li>・民俗芸能後継者の確保と育成</li><li>・文化財などを活用した地域づくりの推進</li></ul>
---	--

### **【関連する計画】**

- ・岩手県スポーツ推進計画（計画期間 令和元年度～令和5年度）
- ・岩手県文化芸術振興指針（計画期間 令和2年度～令和6年度）



## 【振興施策の基本方向】

### Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、 地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、東日本大震災津波からの復興を契機としたつながりや新しい交通ネットワークなどを活用し、生産性と付加価値が高い地域産業を育成するとともに、地域に住む人々の働く場の創出と労働環境の向上に取り組みます。

#### 【第1期地域振興プランの成果と課題及び今後の方針】

沿岸圏域では、第1期において、中小企業へのカイゼン導入支援、週休二日モデル工事の導入、漁場環境に対応した生産技術や新規養殖種等の導入、園芸品目の生産拡大、特用林産物の生産振興、広域観光プロモーションの展開、三陸防災復興プロジェクト2019 やラグビーワールドカップ2019™釜石開催による誘客促進、復興道路の整備などに取り組みました。

その結果、中小企業の生産性の向上、週休二日工事の増加、サーモン養殖の試験・事業化、主力園芸品目の作付面積の拡大、特用林産物<sup>1</sup>の生産量の増加、隣県や県内陸部での観光情報発信、物流を支援する道路や観光地へのアクセス道路の整備などがおおむね順調に進みました。

一方、コロナ禍や物価高騰による厳しい経営環境への対応、中小企業経営者等の経営課題解決に向けた意識醸成、高卒者の圏域内企業への就職、大卒者雇用やU・Iターン就職の促進、新たな交通ネットワークの活用とウィズコロナに対応した観光地域づくり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるコンテナ貨物取扱いやクルーズ船寄港の減少などが課題となっています。

また、サケ等主要魚種の不漁や養殖生産量の減少、水産加工原料の不足、産直施設の誘客力の強化、ウッドショックなどの国際情勢の変化への対応、農林漁業の担い手不足などへの取組も必要です。

今後は、事業者の商品開発や経営改善の支援による経営力強化、圏域内の企業への就職や将来のU・Iターン就職につながる取組等の支援、震災学習を核とした教育旅行やラーニングワーケーション<sup>2</sup>の誘致拡大、港湾機能の充実、ポートセールス<sup>3</sup>の推進などに取り組みます。

併せて、水産資源の持続的な利用に向けた適切な資源管理<sup>4</sup>、水産加工業者の中長期的な経営戦略策定、新商品開発、E C<sup>5</sup>の支援、地域特性を生かした農林水産物の生産拡大、産直施設の販売力強化、地域材の安定供給、木材利活用の促進、農林漁業の担い手確保などに取り組みます。

<sup>1</sup> 特用林産物：きのこ類、山菜類、木炭など、森林原野において生産される産物で、木材を除くものの総称。

<sup>2</sup> ラーニングワーケーション：株式会社日本能率協会マネジメントセンターが提唱する、ワーケーションの語源である「仕事+休暇」に「学び」の要素を付加した新しいプログラム。

<sup>3</sup> ポートセールス：港湾管理者や地元自治体等が船社や荷主等に当該港湾を利用するメリットを説明し、船舶や貨物を誘致すること。併せて港湾利用者のニーズを把握し、施設整備や管理運営の改善に反映させること。

<sup>4</sup> 資源管理：資源の保全・回復を図るために、漁船の隻数や漁獲量を制限したり、禁漁期を設けるなどの国や都道府県による公的規制や漁業者による自主的な取組。

<sup>5</sup> E C：Electronic Commerce（エレクトリック・コマース）の略。インターネットでのモノやサービスの売買取引全般を意味する。

**【沿岸圏域重点指標】**

指標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
		R3	R5	R6	R7	
① 従業者一人当たり製造品出荷額	百万円	26.67 <sup>(R2)</sup>	27.52 <sup>(R4)</sup>	27.95 <sup>(R5)</sup>	28.37 <sup>(R6)</sup>	28.79 <sup>(R7)</sup>
② 高卒者の圏域内就職率	%	51.6	56.5	58.2	59.9	61.6
③ 1経営体当たり養殖生産額	千円	4,826 <sup>(R2)</sup>	4,940 <sup>(R4)</sup>	5,050 <sup>(R5)</sup>	5,170 <sup>(R6)</sup>	5,290 <sup>(R7)</sup>
④ 農業産出額	千万円	1,650 <sup>(R2)</sup>	1,660 <sup>(R4)</sup>	1,670 <sup>(R5)</sup>	1,680 <sup>(R6)</sup>	1,690 <sup>(R7)</sup>
⑤ 木材生産産出額（推計）	千万円	339 <sup>(R2)</sup>	340 <sup>(R4)</sup>	341 <sup>(R5)</sup>	343 <sup>(R6)</sup>	344 <sup>(R7)</sup>
⑥ 観光客延べ宿泊者数	万人泊	46.2	93.6	117.3	126.3	135.3
⑦ 外国人観光客延べ宿泊者数	万人泊	0.14	0.72	1.02	1.31	1.60
⑧ 港湾取扱貨物量	万トン	465	472	477	524	540

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※2 指標の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

## 【重点施策項目一覧】

重点施策項目	具体的推進方策
9 生産性と付加価値の高いものづくり産業等を育てます	<p>① 中小企業の生産性と付加価値の向上による競争力の高いものづくり産業等の育成</p> <p>② 最新技術の活用や経営革新などによる水産加工業をはじめとするものづくり産業等の企業経営力の強化</p> <p>③ 三陸地域の産業を担う人材の育成</p> <p>④ 東日本大震災津波発災後の企業間のつながりや新たな交通ネットワークを生かした販路拡大と事業展開の促進</p>
10 働く場の創出と地域に就業・定着できる環境をつくります	<p>① 学生へのキャリア教育等による若者の定着促進</p> <p>② U・Iターン、起業支援などによる移住・定住の促進</p> <p>③ 潜在的な労働力の掘り起こしや多様な形態の就業の促進</p>
11 漁業生産量の回復や水産物の高付加価値化により水産業を盛んにします	<p>① 漁業の生産量回復・生産性向上</p> <p>② 漁業担い手の確保・育成</p> <p>③ 水産物の付加価値向上・販路拡大</p> <p>④ 漁港等の整備推進</p>
12 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業を盛んにします	<p>① 地域農業を担う経営体の育成</p> <p>② 地域特性を生かした農畜産物の産地力向上</p> <p>③ 地域の農林水産物を生かした6次産業化や集落活動への支援</p>
13 豊かな森林資源を生かした林業・木材産業を盛んにします	<p>① 意欲と能力のある林業経営体の育成と計画的な森林整備</p> <p>② 地域材の安定供給と利活用の促進</p> <p>③ 特用林産物の産地力向上</p>
14 多様な資源と新たな交通ネットワークを生かした観光産業を盛んにします	<p>① 地域資源と新たな交通ネットワークを生かした観光地域づくりの推進</p> <p>② 震災学習を核とした教育旅行の誘致、滞在型旅行商品の造成等に向けた観光情報発信力の強化や受入態勢の充実</p> <p>③ 内陸地域や東北・北海道・首都圏等と三陸地域を結び、外国人観光客も視野に入れた広域観光の推進</p>
15 整備が進む社会基盤を産業振興に生かします	<p>① 新たな交通ネットワークによる産業競争力の強化</p> <p>② 物流の高度化に向けた港湾機能の充実とポートセールスの推進</p>

### Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引 する産業が持続的に成長する地域

#### ■ 9 生産性と付加価値の高いものづくり産業等を育てます

##### (基本方向)

沿岸圏域における水産加工業をはじめとするものづくり産業等について、経営改善等による生産性の向上や、最新技術の活用、経営革新の推進に取り組むとともに、次代を担う若手経営者や現場リーダーの人材育成により事業者の経営力を強化することで、高い付加価値を生み出す産業へと成長するよう支援します。

また、新たに整備された道路、港湾の交通ネットワークを活用し、ビジネス拡大に取り組む事業者を支援します。

##### 現状と課題

- 沿岸圏域では、令和元年8月時点で、東日本大震災津波により被災した事業者の86%が事業を再開し、工業統計調査の製造品出荷額においても東日本大震災津波の発災前の水準を回復するなど、なりわいの再生が着実に進展しています。
- 一方、人口減少などを背景に労働力不足が顕著となっており、ものづくり産業等においては、人材の確保とともに、省力化設備の導入や経営改善等による生産性の向上を図ることにより、労働力不足に対応する必要があります。

また、中小企業においては、計画的な人材育成を行うことが困難な企業もあることから、現場リーダーなど生産の中核を担う人材や将来の後継者の育成について、支援する必要があります。

さらに、被災した事業者の課題としては、「顧客・取引先の減少」、「業績の悪化」、「雇用・労働力の確保」、「後継者の不在」、「コロナ禍等による経済環境の変化」などが挙げられており、加えて、東日本大震災津波の発災後から続く不漁による水産加工原料の不足なども課題となっています。

こうした中、自らの会社の経営革新を図るため将来のあるべき姿に向けて経営計画を策定し、新たな事業に取り組むことで成長が期待される事業者も現れています。また、東日本大震災津波からの復興支援のつながりによる県外大手企業のCSR活動<sup>1</sup>や地域おこし活動を通して、新商品開発や販路創出に取り組む事業者も現れています。加えて、近年、サケ・マス類海面養殖の事業化により新たな取組への期待が高まっており、観光振興とのタイアップや新商品のブランド開発など、今後の展開が重要になります。

- 三陸沿岸道路の全線開通や港湾の整備が進んでおり、これらを組み合わせることにより輸

<sup>1</sup> CSR活動：企業が社会や環境と共に存し、持続可能な成長を図るために、その活動の影響について責任をとる企業行動。

送時間の短縮や物流コストの低減が可能となるなど、県内はもとより首都圏などへの販路開拓の機会が拡大しています。

- 沿岸圏域の建設業では、就業者の高齢化が進み、今後離職者の増加が見込まれる一方、若年層の割合が低いことから、担い手の不足とそれに伴う技術力や生産性の低下が懸念されています。

### **県が取り組む具体的な推進方策（工程表）**

#### **① 中小企業の生産性と付加価値の向上による競争力の高いものづくり産業等の育成**

- 企業マネジメント力の向上に向けて、事業者のニーズや課題を踏まえた研修会等を実施し、地域産業の競争力強化を図ります。
- 企業間連携によるビジネス展開など、地域資源の活用や生産・販売の効率化等を進め、付加価値を高める事業者の取組を支援します。
- 沿岸地域の基幹産業の一つである水産加工業の生産性向上を図るため、中長期的な経営戦略策定や商品開発等の取組を支援し、地域産業の振興を図ります。
- 国の補助制度の活用などにより生産現場への省人化設備の導入等を支援し、一層の生産性向上を図ります。

#### **② 最新技術の活用や経営革新などによる水産加工業をはじめとするものづくり産業等の企業経営力の強化**

- 水産加工業をはじめとするものづくり産業等の企業の経営力を強化するため、事業計画の策定により経営方針を明確化・具体化し、最新技術やDXの導入等による経営管理手法の向上、ECサイト等の活用による販路多角化や販路の拡大、経営革新による新たな事業活動の展開などの取組を促進します。
- 中小企業基盤整備機構や経営支援法人など、事業者への専門家派遣により、経営課題の解決に向けた取組を支援し、企業の生産性向上や経営力強化を図ります。
- いわて産業振興センター等の支援機関と連携し、いわて希望応援ファンドの活用などにより、企業の商品開発や技術開発、販路開拓の取組を支援します。
- 地域産業を維持・拡大するため、特徴的な技術や優れた生産能力を持つ企業の円滑な事業承継を支援します。
- 建設業の生産性の向上を図るため、県営建設工事におけるi-Construction<sup>2</sup>を活用した取組を支援します。

#### **③ 三陸地域の産業を担う人材の育成**

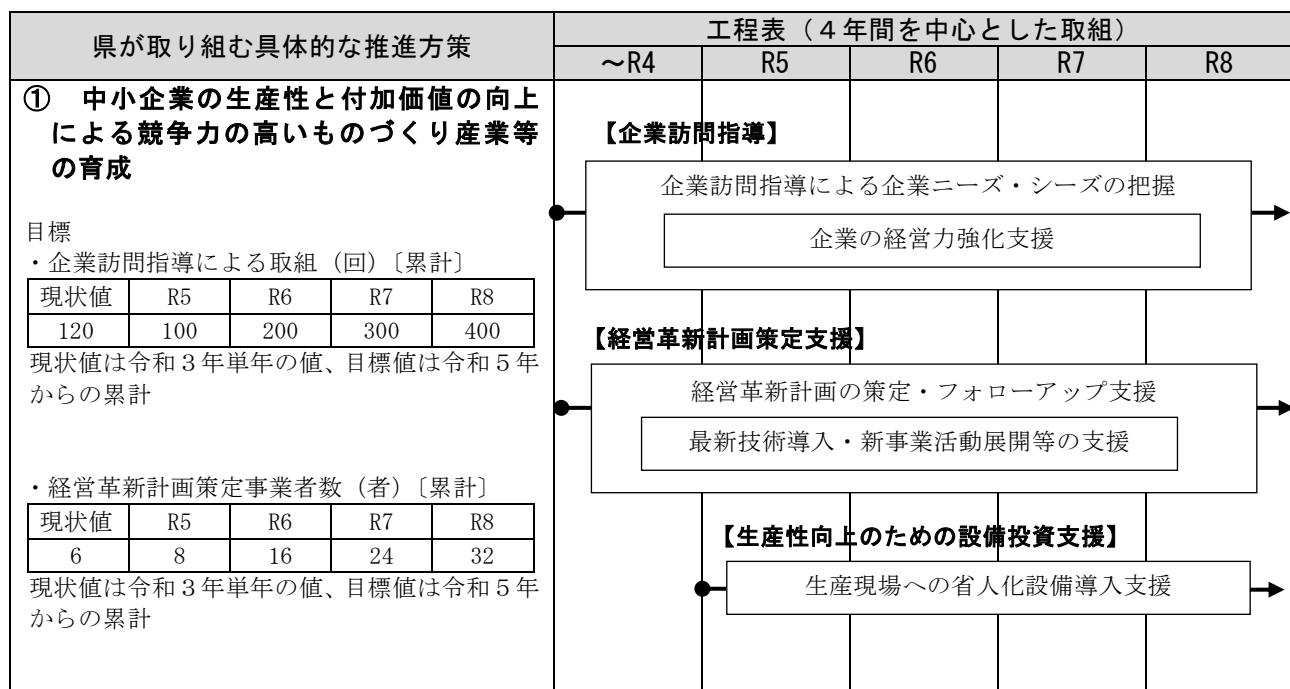
- 社会経済環境の変化に対応した安定的・持続的な企業経営や円滑な事業承継を支援するため、後継者などを対象とした研修や若手経営者間などの交流・連携を促進します。
- ものづくり産業等における次世代の現場リーダーの育成のため、ものづくりネットワーク組織の活動や商工団体との連携を促進し、生産や営業等の企業マネジメント力の向上を支援します。

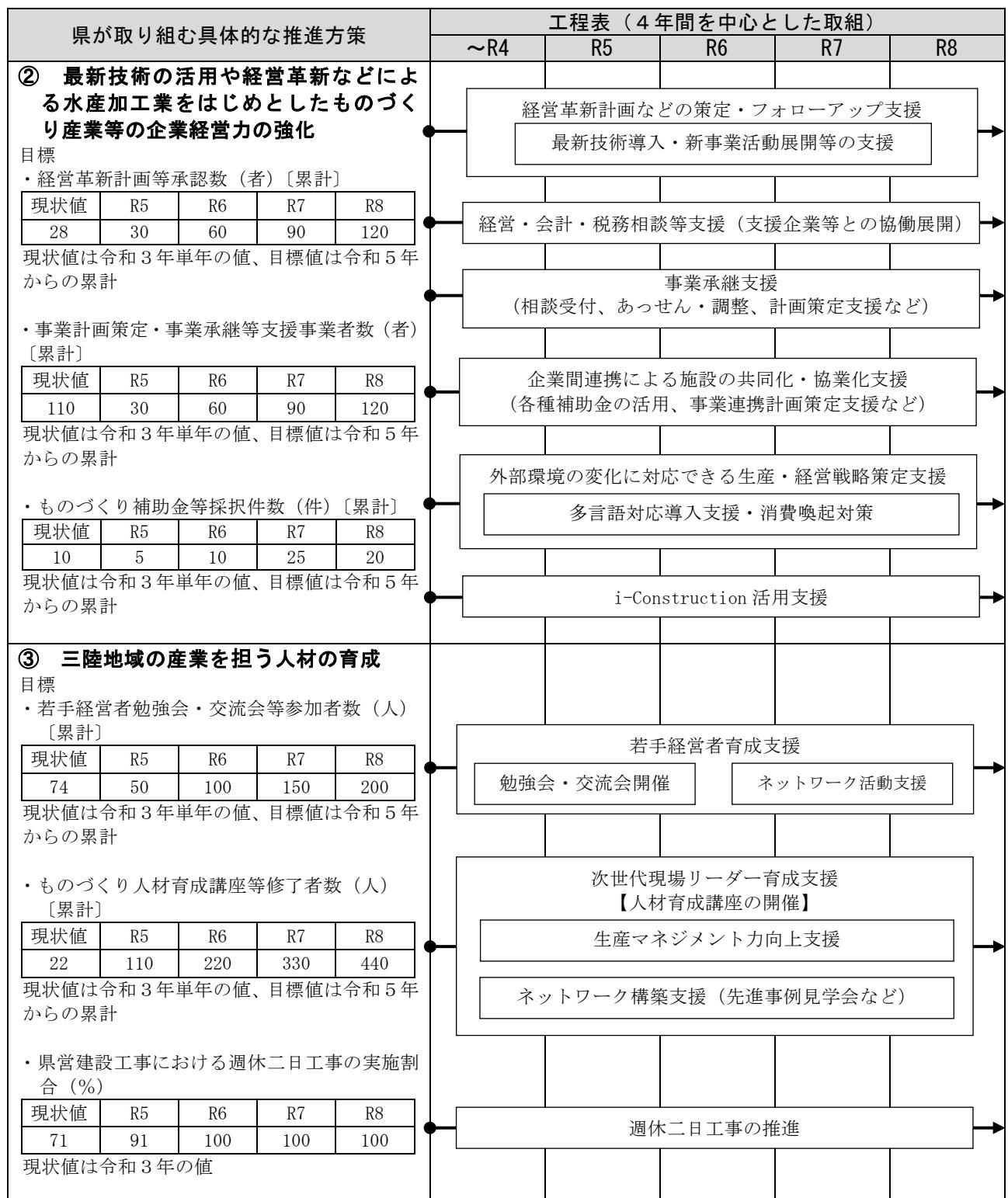
<sup>2</sup> i-Construction : 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで全ての建設生産プロセスで情報通信技術（ICT）等を活用することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組。

- ・ 意欲ある若手事業者や経営者などの新たな取組を支援するため、セミナーの開催等により、地域や企業をけん引し、支える中核人材の育成を図ります。
- ・ 小中高生に、職業別のライフプランについて情報提供するなど、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育により仕事や産業、地元企業への理解を促進します。
- ・ 建設業の担い手を持続的・安定的に確保するため、週休二日工事の推進など、働きやすく、新規就業が促進される労働環境の整備を支援します。

#### ④ 東日本大震災津波発災後の企業間のつながりや新たな交通ネットワークを生かした販路拡大と事業展開の促進

- ・ 東日本大震災津波の発災後、県外大手企業のCSR活動や様々な団体による現地支援で得られた関係を生かし、三陸の食など地域資源を活用した新商品開発等を行う企業の販路拡大に向けた取組を支援します。
- ・ 食の商談会やものづくり分野の商談会への出展、企業間の交流や連携の促進により、バイヤーや取引企業等に向けた発信や販路創出を図ります。
- ・ 三陸沿岸道路の全線開通、釜石港外貿ダイレクト航路等の優位性を生かしたポートセールスや企業誘致の推進、混載物流等の新たな物流システムの構築支援、首都圏企業等とのビジネスマッチングの促進など、企業の事業展開の強化を図ります。





県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
④ 東日本大震災津波発災後の企業間のつながりや新たな交通ネットワークを生かした販路拡大と事業展開の促進					
目標					
・国内の食の商談会有望取引件数（件）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
19	50	100	150	200	
現状値は令和3年単年の値、目標値は令和5年からの累計					
・国内の食の商談会新規出展者数（者）〔累計〕					
現状値	R5	R6	R7	R8	
8	10	20	30	40	
現状値は令和3年単年の値、目標値は令和5年からの累計					

商談会、新商品開発あっ旋などビジネスマッチング

新たな交通ネットワークを生かしたポートセールス、企業誘致の推進

三陸沿岸道路などを活用したビジネスマッチング・企業誘致

混載物流など新たな物流システムの構築支援

### 県以外の主体に期待される行動

(事業者)

- ・省人化設備やDX等の導入
- ・事業計画の立案・策定
- ・新規事業への取組
- ・後継者の確保・育成
- ・企業間連携の取組
- ・販路開拓・拡大の取組

(建設企業)

- ・建設業の担い手の確保・育成
- ・i-Constructionの推進

(産業支援機関等)

- ・生産性向上への助言・指導
- ・事業計画の立案・策定支援
- ・経営管理手法の向上支援
- ・商談会等の開催
- ・経営人材、後継者の育成支援

(市町村)

- ・技術導入による税制優遇
- ・起業希望者への支援
- ・販路開拓、拡大の支援
- ・企業間連携などの支援
- ・企業誘致の推進

### 【関連する計画】

- ・岩手県中小企業振興第3期基本計画（計画期間 令和5年度～令和8年度）

### Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引 する産業が持続的に成長する地域

#### ■ 10 働く場の創出と地域に就業・定着できる環境をつくります

##### (基本方向)

沿岸圏域に住む小中高生の地元企業などへの就業意識を高め、若者の地域への定着を促進するとともに、復興支援に伴う交流人口の拡大など、他地域とのつながりを生かし、多様な人材の就業・移住を促します。

求職者が自らの能力を生かして希望する職に就き、仕事と生活が調和し、健康で安心して働き続けることができるよう、事業者による職場環境の整備や、多様な雇用の場づくりの取組を促します。

##### 現状と課題

- 沿岸圏域においては、平成24年7月から令和2年2月まで有効求人倍率が1倍を超えて推移し、現在も、大手製造業で受注増加に伴う求人増加等により製造業や小売・サービス業などで、労働力不足の状況となっています。特に、水産加工業の有効求人倍率は2倍から3倍程度で推移しており人材不足の状況が続いています。
- 令和3年度の沿岸圏域内高校卒業生の就職者のうち、県内に74.9%、沿岸圏域内に51.6%が就職しています。

若者の地元への就職意識を更に高めるため、地元企業への理解を深めるなどの取組が必要となっています。

また、平成30年度の沿岸圏域内高校卒業生の3年間職場定着率は72.3%と、全国及び県内の平均よりは若干高くなっていますが、より多くの高卒者が沿岸圏域で活躍できるよう、定着率を更に高める取組が必要です。

- 地元高卒者の沿岸圏域内就職とともに、沿岸圏域外に転出した人材のUターン就職や、復興支援などにより地域に転入してきた人材の定住への働きかけが重要です。
- 女性や高齢者の中には、働く意欲を持ちながら子育てなどの家庭の事情や年齢的な制約から就業していない人もいることから、女性や高齢者が働きやすい雇用の仕組みづくりや、ワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革の推進などによって、企業の魅力を更に向上させていく必要があります。

##### 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

###### ① 学生へのキャリア教育等による若者の定着促進

- 小中高生を対象に企業見学会や出前授業を行い、職業別のライフプランについて情報提供するなど、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育により仕事や産業、地元企業への理解

を促進します。

- ・ 学生や教員の参加による企業見学会、保護者に対する企業情報の提供やニーズ把握等を行い、地元企業の理解醸成を図ります。
- ・ 地元企業の強みや魅力の情報を掲載した企業ガイドを作成し新規学卒者に対し提供するなど、事業者の採用活動を支援します。
- ・ 早期離職を防ぐため、高校生に対し希望に合う企業情報を提供するなど、学校と連携した就業支援を行うとともに、企業訪問などによる就業後のフォローアップに取り組みます。
- ・ 水産業においては、新規漁業就業者を確保するため、地域漁業の魅力の発信や漁業体験の受入れ、地元での体験学習の実施など、漁業就業希望者の掘り起こしや育成に取り組むとともに、市町村や関係団体と連携して漁業就業希望者の受入れと定着を促進します。
- ・ 農業においては、新規就農者を確保するため、就農志向者の掘り起こしや就農計画の策定などの支援に取り組みます。また、その定着に向け、初期経営の安定を図ります。
- ・ 林業においては、林業技能者<sup>1</sup>の確保・養成や林業就業者<sup>2</sup>の技能の向上など、地域における人材育成の取組を支援します。
- ・ 建設業においては、担い手を持続的・安定的に確保するため、週休二日工事を推進し、若者や女性等が働きやすい労働環境の整備を促進します。

## ② U・Iターン、起業支援などによる移住・定住の促進

- ・ 沿岸圏域内からの県外進学者に対して、ふるさとの就業、暮らしの情報提供を行い、沿岸圏域内への就職の働きかけを強化します。
- ・ U・Iターンの相談窓口や移住・定住イベント等について、関係機関と連携しながら、U・Iターンの希望者に対して、適時適切に情報提供します。
- ・ U・Iターン就職を促進するため、インターンシップ導入セミナー等を行い、大学生を対象とした沿岸圏域企業におけるインターンシップの取組を支援します。
- ・ 地域おこし協力隊などで地域に転入してきた人材の定住を促進するため、起業希望者に対する事業計画作成などの伴走支援や就業支援に取り組みます。

## ③ 潜在的な労働力の掘り起こしや多様な形態の就業の促進

- ・ 女性や高齢者などの多様な就業ニーズに応じた、暮らしと仕事が調和した働きやすい職場環境づくりを進めるため、関係機関との連携により就労支援の取組を促進します。
- ・ 働き方改革に係る支援制度やセミナー開催等の情報を提供することにより、事業者のワーク・ライフ・バランスなどの生活スタイルに応じた新しい働き方の取組を支援します。
- ・ 仕事と子育ての両立支援や職場環境の改善に取り組む企業を拡大するため、「いわて女性活躍認定企業等」の認定<sup>3</sup>や、「いわて子育てにやさしい企業等」の認証<sup>4</sup>取得支援に取り組みます。

また、認定企業などの優良事例の情報発信により、沿岸圏域への取組の普及・拡大を図ります。

<sup>1</sup> 林業技能者：林業に必要な知識と技術を身につけた者（林業作業士研修修了者、フォレストマネージャなど）。

<sup>2</sup> 林業就業者：1年間において造林・保育、木材生産等の森林施業に60日以上従事した者。

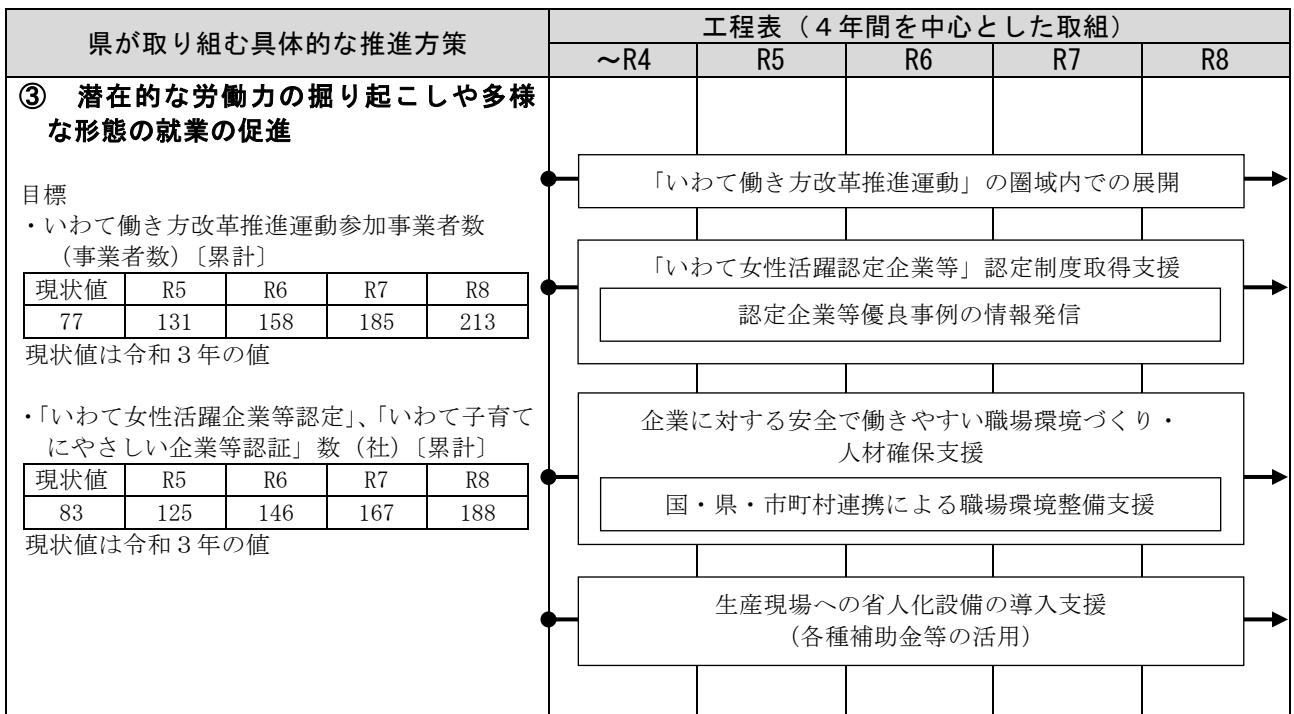
<sup>3</sup> 「いわて女性活躍認定企業等」の認定：女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等」として認定する制度。

<sup>4</sup> 「いわて子育てにやさしい企業等」の認証：仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰する制度。

- 沿岸圏域内の国の機関や市町村などと連携し、地域企業の労働環境の実態把握や雇用情勢の共有化を図り、安全で働きやすい職場環境づくりや、円滑な人材確保を支援します。
- 国の補助制度の活用などにより生産現場への省人化設備の導入等を支援し、一層の生産性向上を図ります。



<sup>5</sup> 第二創業：既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。



### 県以外の主体に期待される行動

(事業者)

- ・雇用の維持、拡大
- ・良好な労働環境の確保
- ・人材の育成、確保

(建設企業)

- ・建設業の担い手の確保・育成

(学校・ジョブカフェ等)

- ・若者の雇用支援
- ・U・Iターン希望者の支援

(国・市町村)

- ・助成制度などによる支援
- ・潜在的労働力の掘り起こし
- ・多様な就業形態の導入
- ・U・Iターン者定住支援

### Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

#### ■ 11 漁業生産量の回復や水産物の高付加価値化により水産業を盛んにします

##### (基本方向)

東日本大震災津波や海洋環境の変化等により減少した漁業生産量の回復・向上を図るため、養殖業の生産性向上やサケ等の資源回復などに取り組むとともに、中核的漁業経営体<sup>1</sup>の育成や新規就業者の確保など漁業担い手の確保・育成に取り組みます。

また、漁業者と水産加工業者の収益向上を図るため、水産物の付加価値向上と販路拡大を促進し、競争力のある産地づくりを推進します。

併せて、災害に強く、効率的に漁業生産活動ができる漁港施設などを整備し、漁業就労環境の向上を図ります。

##### 現状と課題

- 沿岸圏域の基幹産業である水産業は、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けましたが、漁船や養殖施設、漁港などの生産基盤は、漁業者などの要望に基づく復旧・整備がほぼ完了しています。
- 高齢化等による漁業経営体の減少や海洋環境の変化等によるサケ等主要魚種の漁獲不振などによって、沿岸圏域の漁業生産量は東日本大震災津波の発災前の約半分程度まで減少しており、養殖業の生産性向上やサケ等の資源回復などに取り組むことにより、漁業生産量の回復・向上を図る必要があります。
- 沿岸圏域の沿海地区漁業協同組合の正組合員数は、令和2年度には5,653人と10年前と比べて31%減少しており、高齢化の進行に伴い今後も減少が続くと見込まれることから、新規漁業就業者の確保などが必要であるほか、国際情勢の変化に伴う燃油や資材の価格高騰により漁業経営に影響が生じていることから、経営体质の強化など地域の中核となる漁業経営体の育成に取り組む必要があります。
- 水産加工業では原料等の不足や高騰、労働力不足などが課題となる一方で、新たな交通ネットワークが整備されるなど販路拡大の好機が訪れていることから、水産物の付加価値向上や交流人口の拡大などを進め、産地としての競争力を高めていく必要があります。
- 近年は台風などの自然災害が大規模化し、頻度も高まっていることから、漁港施設などの防災力の強化を図るとともに、漁業者の高齢化などに対応した施設整備を推進する必要があります。

<sup>1</sup> 中核的漁業経営体：年間販売額が1千万円以上の漁業経営体。

## 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

### ① 漁業の生産量回復・生産性向上

- ・ 養殖生産量の回復を図るため、漁場の効率的な利用や情報通信技術（ＩＣＴ）・省力化機器の導入などによる生産性の向上や規模拡大を促進するとともに、研究成果の活用などにより、地域特性及び環境変化に応じた生産技術やサケ・マス類をはじめとする新規養殖種の導入などを進めます。また、漁業協同組合による自営養殖や企業との連携による養殖など、新たな生産体制の構築に取り組みます。
- ・ 水産資源の回復と持続的な利用を図るため、大型で強靭なサケ稚魚の生産・放流やアワビ種苗放流効果の向上など増殖事業<sup>2</sup>を推進するとともに、アワビ等の餌対策、ウニの密度調整及び蓄養による有効利用など、適正な資源管理や漁場環境の適切な保全・管理に取り組みます。

### ② 漁業担い手の確保・育成

- ・ 社会情勢の変化等に強い漁業経営体を育成するため、経営規模の拡大や生産の効率化など所得の向上に向けた取組を支援するとともに、経営力の向上や法人化の促進などにより地域漁業をけん引する中核的漁業経営体の育成に取り組みます。
- ・ 新規漁業就業者を確保するため、地域漁業の魅力の発信や漁業体験希望者の受入れ、地元での体験学習の実施など、漁業就業希望者の掘り起こしや新規漁業就業者の育成に取り組むとともに、市町村や関係団体と連携して「いわて水産アカデミー<sup>3</sup>」を核とした人材養成に取り組み、漁業就業希望者の受入れと定着を促進します。

### ③ 水産物の付加価値向上・販路拡大

- ・ 安全・安心で高品質な水産物を提供する競争力のある産地づくりを推進するため、高度衛生品質管理体制<sup>4</sup>が確立され、定着するよう支援するとともに、漁業者や漁協女性部などによる6次産業化や、生産と消費をつなぐ交流人口の拡大、マダラや養殖サーモン等の地域水産物のPRやブランド化に向けた取組などを支援します。
- ・ 水産加工事業者の新商品開発やEC及び三陸沿岸道路等の新たな交通ネットワークを活用した販路開拓などを促進するとともに、漁獲が増加している魚種への転換などによる加工原料の確保に向けた取組、動画等を活用した地元水産加工業に関する情報発信等の人材の確保に向けた取組などを支援します。

### ④ 漁港等の整備推進

- ・ 台風・津波等に対する防災力の強化と漁業者の高齢化などへの対応を図るため、高波対策や耐震・耐津波性の向上及び浮桟橋等の整備など安全で効率的に漁業生産活動ができる漁港施設の整備を進めるとともに、施設の長寿命化を図るため、機能保全計画<sup>5</sup>に基づく保守管理を行います。
- ・ 漁村のにぎわいの創出と水産資源の回復などを図るため、漁港施設や静穏水域<sup>6</sup>等を利活用した漁業体験活動・マリンレジャー等の活性化や、藻場の造成・増養殖施設の整備などを推

<sup>2</sup> 増殖事業：資源の維持・増大を図るため、種苗を移植・放流したり、産卵場や育成場などを造成・管理する事業。

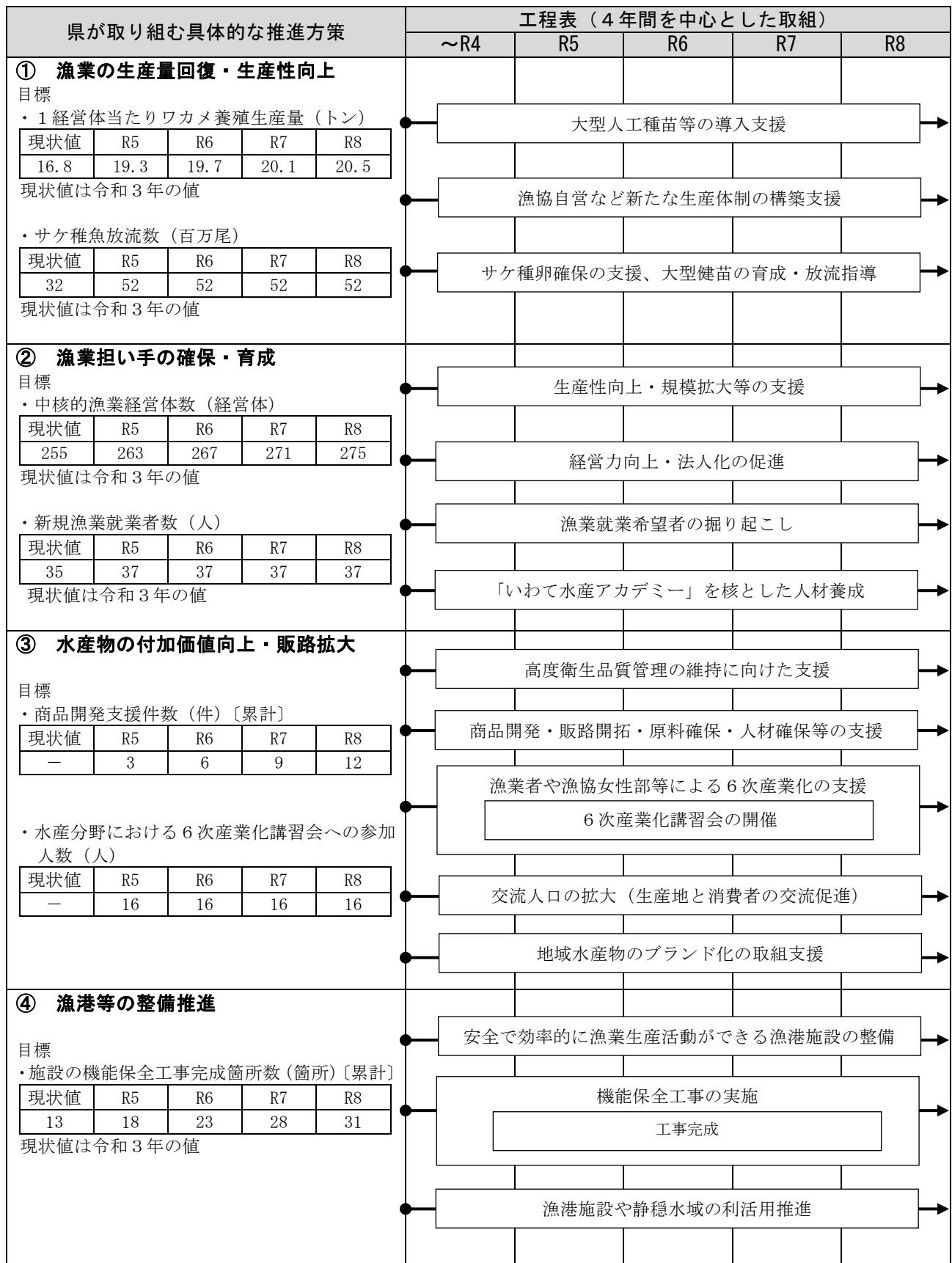
<sup>3</sup> いわて水産アカデミー：漁業の基礎知識や高度な経営手法の習得を通じ、将来の岩手県の漁業の中核を担う人材を養成する岩手県による研修制度。

<sup>4</sup> 高度衛生品質管理体制：漁船、魚市場、水産加工場の各段階において、衛生品質管理の高度化を図り、漁獲から流通、加工までの衛生品質管理が一貫したサプライチェーンを構築した体制。

<sup>5</sup> 機能保全計画：漁港施設（岸壁、防波堤等）の長寿命化を図るための改修計画。

<sup>6</sup> 静穏水域：漁船の安全な係留や水産物の円滑な陸揚げなどが行えるよう、外洋からの波を防波堤等により遮った穏やかな水域。

進します。



## 県以外の主体に期待される行動

(生産者・団体等)

- ・養殖業の生産性向上等の取組
- ・サケ等種苗放流、適正な漁場管理
- ・新規就業者の受入れ・育成
- ・衛生品質管理の高度化
- ・6次産業化・ブランド化等の取組
- ・新商品開発、販路開拓、人材確保

(市町村)

- ・サケ等種苗放流の支援
- ・新規就業者への支援
- ・高度衛生品質管理地域づくりの推進
- ・ブランド化等に向けた地域連携の促進
- ・販路開拓等の支援、廻来船の誘致
- ・漁港等の整備・機能保全

### III 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引 する産業が持続的に成長する地域

#### 12 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業を 盛んにします

##### (基本方向)

地域農業をけん引する経営体や再生農地における営農組織の育成、新規就農者の確保などに取り組みます。

また、食料安全保障に対する意識の高まりや資材・飼料等の価格高騰による経営への影響を踏まえ、園芸産地の振興や高品質な畜産物の安定生産・供給に向けた取組を進めるとともに、鳥獣被害防止対策を強化し、地域特性を生かした農畜産物の産地力の向上を推進します。

さらに、6次産業化の取組、産直施設の誘客力の向上、地域資源の発掘・活用などの集落活動を支援します。

##### 現状と課題

- 東日本大震災津波や平成28年台風第10号による被害からの復旧に伴い整備された再生農地では、担い手による経営確立に向けた取組が進められています。また、園芸品目の作付けが拡大してきており、収益性の高い農業への転換が進んできています。
- 高齢化の進行等により、今後、農業従事者の減少が見込まれるため、地域農業を支える多様な担い手を確保・育成していくことが必要です。
- 小規模経営体が多い状況にある中で、近年、若い担い手による施設野菜<sup>1</sup>や露地野菜<sup>2</sup>、県オリジナル水稻品種「銀河のしづく」の生産拡大や施設野菜への大型経営体の参入の動きが見られます。一層の産地拡大に向け、作付拡大や新規栽培者の確保等が必要です。
- 沿岸圏域の特色ある農産物の「北限のゆず」や「甲子柿」は、生産量の年次変動が大きく、出荷量も少ないため、需要量を満たしていません。一方、ブランド化に取り組んでいるりんご「大夢」は、生産量が増加してきています。
- 養鶏・養豚は、沿岸圏域の農業産出額の約6割を占めており、増加傾向にあります。一方、乳用牛は飼養頭数が維持されていますが、肉用牛は小規模経営体などの離農により飼養戸数・頭数が減少しており、産地の維持・拡大や生産性の向上に向け、飼養規模の拡大、飼養管理技術の向上等が必要です。
- 鳥獣被害は、被害の約7割を占めるニホンジカのほか、サルやイノシシによる被害が拡大しているため、被害防止対策の強化が求められています。一方、捕獲したニホンジカをジビエ<sup>3</sup>として活用する取組が行われています。

<sup>1</sup> 施設野菜：ビニールハウスやガラス温室などの施設を利用して栽培される野菜。施設の整備費が必要となるが、季節に関わらず周年栽培ができる、作業や生育が天候にあまり左右されないなどの利点がある。沿岸地域の代表的な品目はトマト、いちごなど。

<sup>2</sup> 露地野菜：屋外のほ場で栽培される野菜。沿岸地域の代表的な品目はブロッコリー、きゅうり、ピーマンなど。

<sup>3</sup> ジビエ：食材となる野生鳥獣のこと。

- ・ 地元の水産高校等を中心に地域の農林水産物を活用した商品の開発や販売が進められています。生産者の所得の確保に向けて、引き続き農林水産物の付加価値向上の取組が必要です。
- ・ 農業・農村は、農業生産活動などを通じて多面的機能を發揮しており、それを守り、伝承するための地域共同の活動が行われていますが、今後、人口減少や高齢化が進行する中においても、活動が継続できるよう体制の強化が求められています。

## 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

### ① 地域農業を担う経営体の育成

- ・ 「地域農業マスターplan（地域計画）<sup>4</sup>」に位置付けられた効率的かつ安定的な経営を目指す経営体の経営改善を図るため、農地の集積・集約化や場整備の推進、機械・施設の整備、スマート農業<sup>5</sup>技術の導入、作業の効率化、労働力の確保などに取り組みます。
- ・ 新規就農者を確保するため、就農志向者の掘り起こしや就農計画の策定などの支援に取り組みます。また、その定着に向けて、初期経営の安定化を図ります。

### ② 地域特性を生かした農畜産物の産地力向上

- ・ 施設野菜については、周年出荷体制の確立による生産拡大に向けて、大型ハウスなどによる栽培や環境（温度・CO<sub>2</sub>など）制御などの先端技術の導入を進めます。
- ・ 露地野菜については、産地拡大に向けて、作付拡大や新規就農者の確保、労力確保対策などの取組を支援します。
- ・ 「銀河のしづく」や地場企業などの需要に応じた酒米、そば、再生農地等で生産される大豆、飼料用米などの品質確保と安定生産に向けた取組を支援します。
- ・ 地域の特色ある農産物等である「北限のゆず」、「甲子柿」、「大夢」、畑わさびの安定生産や販売拡大などに向けた取組を支援します。
- ・ 肉用牛繁殖農家の規模拡大や繁殖・育成技術の向上に向けて、牛舎などの施設整備や飼養管理技術の改善指導、経営管理能力の向上の取組を支援します。

また、「いわて短角牛」について、公共牧場等の地域資源の活用を図りながら、生産性向上などの取組を支援します。

- ・ 乳用牛の生産性向上に向けて、飼養管理技術の習得や繁殖成績改善のための新技術の普及を図るとともに、牛舎作業などの省力化の取組を支援します。
- ・ 粗飼料の安定確保及び粗飼料生産に係る労働力の軽減に向けて、公共牧場の効率的利用やコントラクター<sup>6</sup>の機能強化を支援します。
- ・ 養鶏・養豚の経営安定対策を継続するとともに、家畜衛生対策などの取組を推進します。
- ・ 野生鳥獣被害の防止に向けて、ニホンジカやイノシシなどの有害鳥獣捕獲や、農作物等を守る侵入防止柵の設置支援に加え、わなの見回りや放任果樹の除去などの地域ぐるみの対策を推進します。併せて、捕獲した個体をジビエとして活用する取組を支援します。

<sup>4</sup> 地域農業マスターplan（地域計画）：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定する地域農業の在り方や農地利用の目標等を定めた計画。

<sup>5</sup> スマート農業：デジタル技術等の先端技術を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業。

<sup>6</sup> コントラクター：畜産農家等から飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調製・散布作業などを請け負う組織。

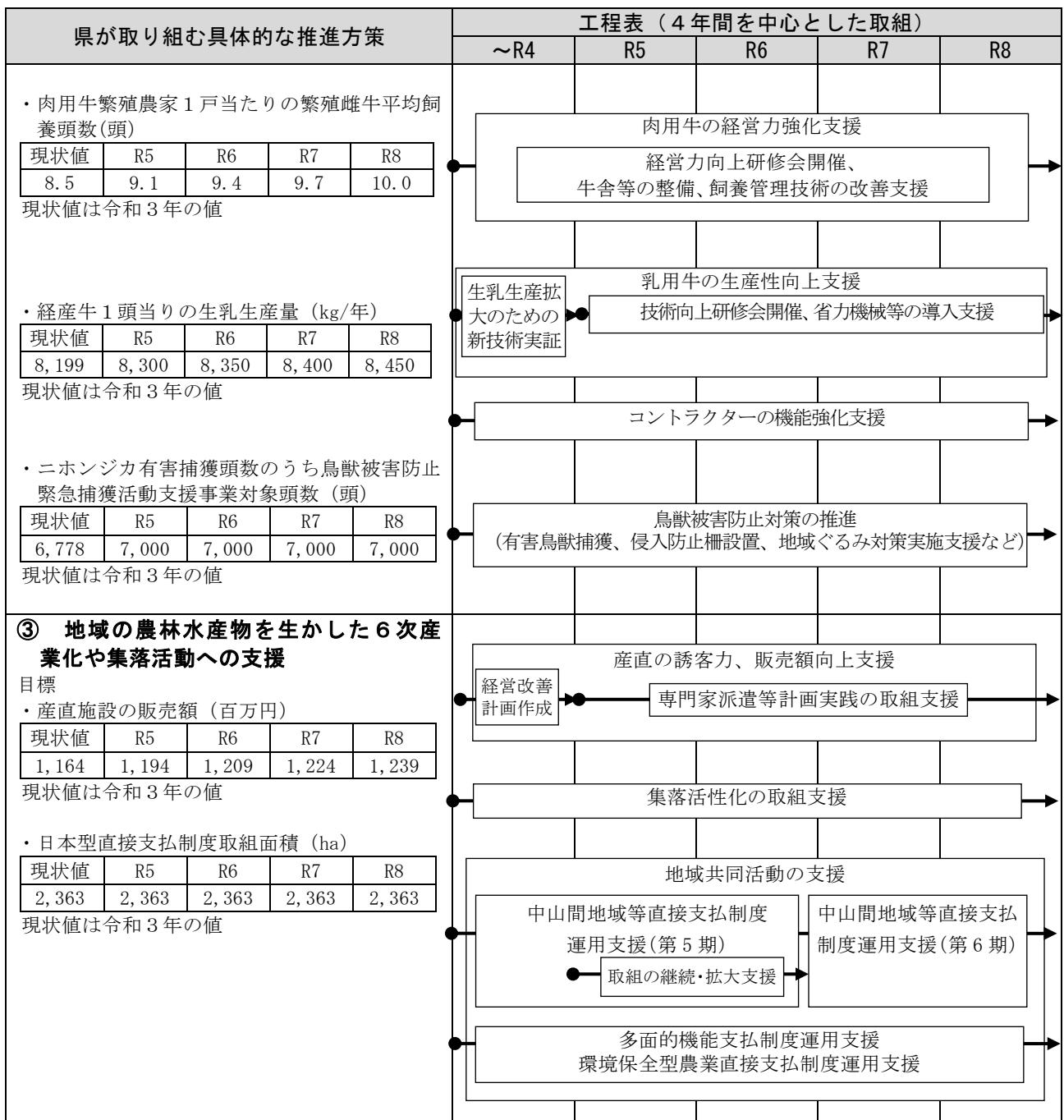
### ③ 地域の農林水産物を生かした6次産業化や集落活動への支援

- ・ 地域の農林水産物を活用した商品開発や販売促進に向けた6次産業化の取組を支援します。
- ・ 産直施設の誘客力の向上に向けて、品揃えの充実や情報発信を強化する取組を支援します。
- ・ 地域の活性化に向けて、郷土食や祭りをはじめとした、集落ならではの資源を活用した交流人口の拡大や情報発信など、地域ビジョン<sup>7</sup>に基づく集落活動を支援します。
- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、日本型直接支払制度<sup>8</sup>の普及・啓発を進め、農地・水路などの保全を図るための地域共同の活動を支援するとともに、活動の継続に向けた組織の広域化など、体制の強化を支援します。



<sup>7</sup> 地域ビジョン：集落単位で農業を核とした地域のめざす姿とその実現に向けた取組等について地域住民が話し合いにより作成する計画。

<sup>8</sup> 日本国直接支払制度：国の「多面的機能支払制度」、「中山間地域等直接支払制度」及び「環境保全型農業直接支払制度」の3事業の総称。



## **県以外の主体に期待される行動**

(生産者・団体等)

- ・地域農業マスタートップランの実践
- ・地域計画の実現
- ・栽培技術の習得と経営改善の実践
- ・高品質な農畜産物の生産・拡大
- ・鳥獣被害防止対策の実施
- ・新商品の開発・販路拡大
- ・農村資源の維持・保全活動

(市町村)

- ・地域農業マスタートップランの実践支援
- ・地域計画の策定や達成支援
- ・担い手の確保・育成支援
- ・鳥獣被害防止対策の実施支援
- ・機械・施設の導入支援
- ・農地中間管理事業の活用支援
- ・6次産業化の実践支援
- ・日本型直接支払制度の活用支援

## **【関連する計画】**

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・岩手県農業振興地域整備基本方針（計画期間 令和元年度～令和12年度）
- ・岩手県水田収益力強化ビジョン（計画期間 令和3年度～令和5年度）
- ・いわての美味しいお米生産・販売戦略（計画期間 令和3年度～令和5年度）
- ・岩手県野菜生産振興計画（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・岩手県果樹農業振興計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・岩手県花き振興計画（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・岩手県家畜及び鶏の改良増殖計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・いわての農業農村整備の展開方向（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・いわて農業農村活性化推進ビジョン（計画期間 平成27年度～）
- ・農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する基本方針（計画期間 平成27年度～）

### Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引 する産業が持続的に成長する地域

#### ■ 13 豊かな森林資源を生かした林業・木材産業を盛んに します

##### (基本方向)

2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロに寄与するグリーン社会<sup>1</sup>の実現に向け、森林資源の循環利用を進めるため、意欲と能力のある林業経営体<sup>2</sup>を育成するとともに、森林の持つ様々な機能を持続的に発揮させるため、計画的かつ低コストな森林整備に取り組みます。

また、豊かな森林資源を生かした付加価値の高い木材産業を展開するため、地域材の利活用を促進します。

地域特性を生かした原木しいたけなどの特用林産物の生産振興や販売の促進など、産地力の向上に取り組みます。

##### 現状と課題

- 沿岸圏域の林業就業者は減少傾向にあり、高齢化も進んでいます。新規就業を促進するとともに、就業者を雇用する森林組合などの林業経営体の育成が必要です。
- 堅調な木材需要に応じて素材生産量が増えていることから、将来の森林資源確保に向けた再造林が必要です。
- 森林所有者の森林所有規模は、零細で経営意欲の低下も懸念されることから、施業の効率化や手入れの遅れた森林の整備が求められています。  
また、令和元年度から運用が開始された森林経営管理制度<sup>3</sup>等に基づく森林の適切な管理が求められています。
- 平成29年大規模林野火災や令和元年台風第19号からの復旧は完了しましたが、今後も、気象災害、山火事、森林病虫害などによる森林被害の発生により、森林の多面的機能の低下が懸念されています。
- 沿岸圏域には合板・集成材・プレカット・製紙用チップ工場などの大型木材加工施設が立地しています。木材は、国際情勢の影響により需給動向が大きく変化することから機動的な対応が必要です。
- 沿岸圏域及び隣接する圏域において、全線開通した三陸沿岸道路を利用して広範囲に木材取引が行われています。

<sup>1</sup> グリーン社会：社会の脱炭素化と経済成長を両立させた社会。

<sup>2</sup> 意欲と能力のある林業経営体：森林経営管理制度において、森林の経営や管理の委託を受けた市町村から再委託を受けることを希望するとともに、生産性の向上、再造林の実施、林業従事者の雇用管理の改善などに関する一定の基準を満たす林業経営体。

<sup>3</sup> 森林経営管理制度：経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、そのうち林業経営に適した森林においては意欲と能力のある林業経営体へ再委託することなどにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図る制度。

- ・ 平成31年4月に岩手県県産木材等利用促進条例が施行されたことに伴い、木材関係者のみならず県民を挙げた県産木材の利用が求められています。
  - ・ 原木しいたけは、原子力発電所事故の影響による国の出荷制限指示が沿岸圏域南部で継続しています。
- また、生産者の高齢化、市場価格の低迷等により生産量の落ち込みが懸念されています。

## 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

### ① 意欲と能力のある林業経営体の育成と計画的な森林整備

- ・ 意欲と能力のある林業経営体の育成を図るため、林業就業者の確保や林業技能者の養成など、地域における人材育成の多様な取組を支援します。
  - ・ 再造林等を促進するため、森林経営計画の作成や補助事業の活用、スマート林業<sup>4</sup>の導入等による施業の効率化などを図ります。
- また、間伐材の利用率向上や素材生産の効率化を図るため、林道等の路網整備を推進するとともに、高性能林業機械の導入を促進します。
- ・ 森林の持つ多面的機能や林業について、地域住民などに対する理解醸成を図るため、林業経営体などが行う情報発信や、小中高生に対する森林・林業体験教育活動を支援します。

### ② 地域材の安定供給と利活用の促進

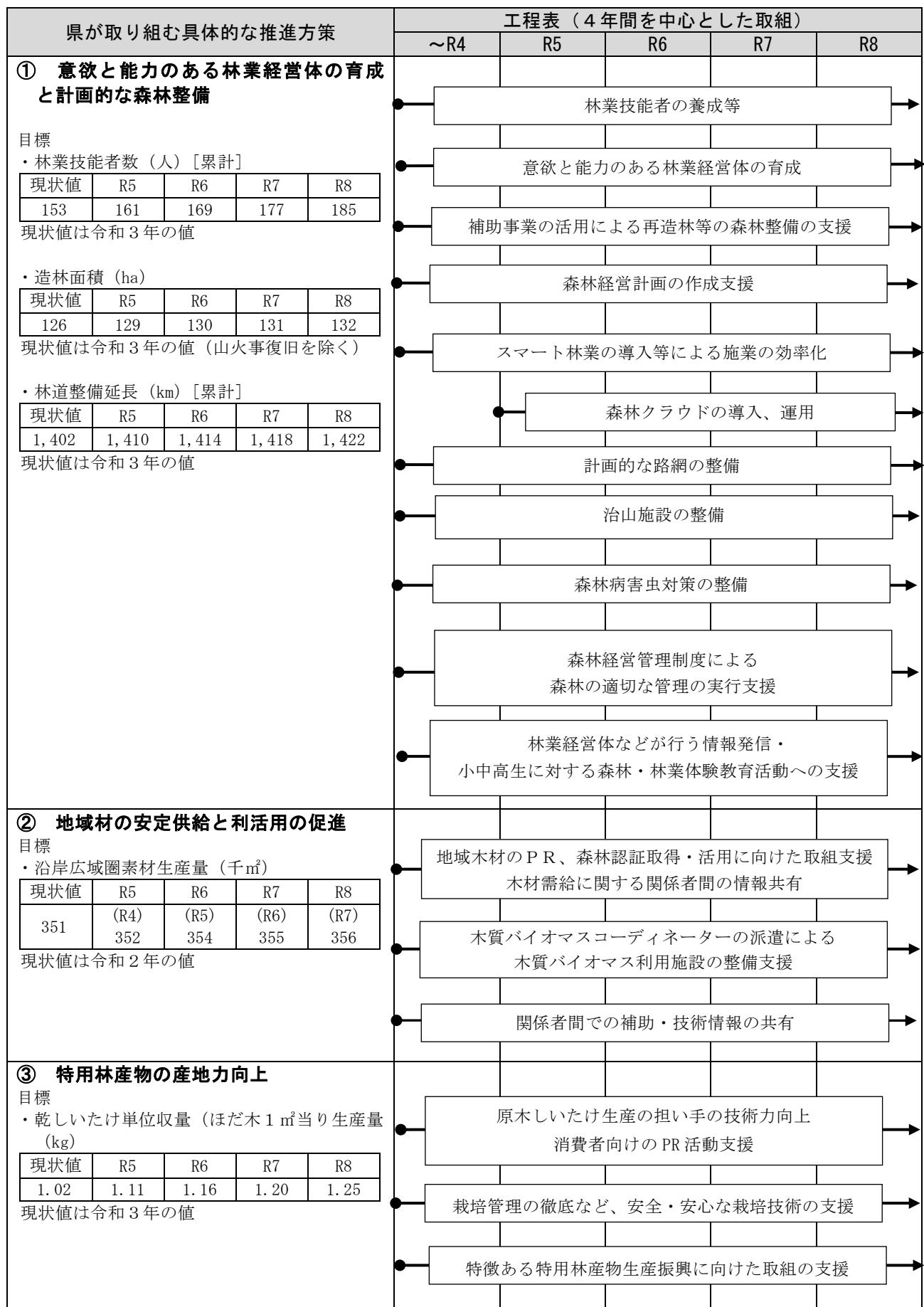
- ・ 地域材の安定供給を図るため、森林施業の集約化と林道等の路網整備を進めます。
- ・ 地域材の品質向上や木材加工製品の販路拡大等を促進するため、県内外の市場などへのPRや地域の森林・木材流通団体が進める森林認証の取得・活用に向けた取組を支援するとともに、木材需給の変化に応じ、関係者間の情報共有を図ります。
- ・ 木質バイオマスの活用を促進するため、木質バイオマス燃料の安定的な供給に向けた需給情報を関係者間で共有するとともに、新たな施設整備の計画がある場合は、施設整備に対する補助事業導入や木質バイオマスコーディネーターの派遣等による支援を行います。
- ・ 建築物等への県産木材の利用を促進するため、岩手県県産木材等利用促進基本計画<sup>5</sup>に基づき、関係者間での補助・技術情報の共有等を図ります。

### ③ 特用林産物の產地力向上

- ・ 原木しいたけの產地力向上のため、技術力が高く意欲のある担い手の育成等を通じ、生産性の向上を図るとともに、消費者向けのPR活動などの取組を支援します。
- ・ 安全・安心な原木しいたけを供給するため、市町村・森林組合・農業協同組合と連携しながら、放射性物質検査を継続するとともに、適切な栽培管理の指導、安全な原木確保に向けた取組を行います。
- ・ 畑わさびやタケノコなど、地域の特徴ある特用林産物の生産振興を図るため、生産者・市町村の取組を支援します。

<sup>4</sup> スマート林業：デジタル技術等の先端技術を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代林業を指す。

<sup>5</sup> 岩手県県産木材等利用促進基本計画：岩手県県産木材等利用促進条例により、行政、森林所有者、関係事業者、県民等が協働し、一体となって、県産木材等の幅広い利用を積極的に進めることをねらいとして、令和2年3月に策定（令和4年3月に改訂）。



## **県以外の主体に期待される行動**

(森林所有者、企業、事業者など)

- ・所有森林の管理、経営
- ・森林・林業の理解醸成
- ・森林経営計画の作成
- ・就労条件の改善、林業就業者の確保、林業技能者の育成、安全作業の徹底
- ・森林施業の集約化、森林整備の実施
- ・森林病虫獣害に強い森林づくり
- ・伐採・搬出・再造林ガイドラインに基づく素材生産活動と木材の安定供給
- ・木材製品の品質向上と多様な需要者への販路の拡大
- ・特用林産物の生産量の確保と技術の向上
- ・安全・安心な特用林産物の生産・流通

(市町村)

- ・市町村森林整備計画の策定・実行
- ・森林計画制度の適切な運用
- ・担い手の確保・育成に向けた取組
- ・森林・林業の理解醸成に向けた普及啓発
- ・森林経営計画の作成・認定
- ・森林経営管理制度の運用による適切な森林管理制度の促進
- ・松くい虫、ナラ枯れ被害対策の実施
- ・地域材の利活用の推進
- ・路網の整備・維持管理
- ・特用林産物の生産振興

### **【関連する計画】**

- ・林道整備事業中期実施計画（第5期）（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針  
（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・治山事業四箇年実施計画（第4期）（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・岩手県県産木材等利用促進行動計画（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（計画期間 令和5年度～令和8年度）

### Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引 する産業が持続的に成長する地域

#### ■ 14 多様な資源と新たな交通ネットワークを生かした観光産業を盛んにします

##### (基本方向)

地域資源の活用や観光客受入態勢の強化など、復興の先を見据えた魅力あふれる観光地域づくりを進めます。

また、三陸沿岸道路や三陸鉄道などの交通ネットワークを生かした観光誘客を促進するとともに、震災学習を核とした教育旅行の誘致、三陸の魅力と旅行に必要な現地情報などの情報発信やインバウンド再開も視野に入れた広域観光ルートづくりなどにより、沿岸圏域の関係者が一丸となり、ウィズコロナにも対応した観光産業の振興を図ります。

##### 現状と課題

- 令和元年の沿岸圏域の観光入込客数は、東日本大震災津波の発災前の平成22年の9割超まで回復しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年には平成22年の6割弱まで減少しました。

また、平成30年の調査では、三陸を訪れる観光客は県内・隣県からが約7割、日帰りが約7割、4回以上来訪するリピーターが約7割となっています。

- 観光客のニーズは、ショッピングなどの「モノ消費」から体験型観光などを楽しむ「コト消費」に変化するなど多様化しており、より多くの観光客を沿岸圏域に呼び込むためには、世界遺産の橋野鉄鉱山や三陸ジオパークをはじめ、沿岸圏域の暮らしや自然、歴史、文化などの地域特性を生かし、国内外の観光客ニーズに合わせた魅力的な観光地域づくりが必要です。

特に、復興のシンボルとして高い知名度を持つ三陸鉄道は、観光資源として大きな魅力を持っており、その活用を更に図っていく必要があります。

また、観光情報の入手方法が多様化しており、これに対応したきめ細かい情報発信が求められています。

- 三陸沿岸道路の全線開通等により、沿岸各都市間や内陸との移動時間が大幅に短縮されたことに加え、国内及び外航クルーズの増加、いわて花巻空港の利用促進により、沿岸圏域が他地域と結びつきが強まり、ウィズコロナにも対応した観光誘客に取り組むことで、交流人口の拡大につなげていくことが必要です。

また、教育旅行での入込客数が最も多かった北海道については、平成29年6月に、沿岸広域振興局と北海道胆振総合振興局との間で観光振興に係る連携協定を結び、交流を進めています。

- 沿岸圏域の訪日外国人観光客入込数については、外国人観光客が増加していた新型コロナの感染拡大前の令和元年においても、県全体の2.3%にとどまっています。

一方、新型コロナの感染拡大に伴う外国人観光客の入国制限が緩和されたことにより、みちのく潮風トレイル等の新たな観光コンテンツの体験を目的として、多くの外国人観光客が訪れることが期待されています。

## 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

### **① 地域資源と新たな交通ネットワークを生かした観光地域づくりの推進**

- 地域が一体となって旅行者を受け入れる観光地域づくりを推進するため、三陸DMO<sup>1</sup>センター、市町村、地域DMO<sup>2</sup>や観光事業者等と連携しながら、三陸鉄道、三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルをはじめとする観光素材の活用や掘り起こし、ウィズコロナやSDGsに対応した「売れる観光商品」への磨き上げを行い、観光誘客と観光消費の拡大に向けた取組を推進します。
- 三陸ならではの自然、食、歴史文化などの地域資源を活用した体験・交流による観光コンテンツの充実に向けて、関係者が一丸となった取組を推進します。
- 県と沿線市町村などで構成する岩手県三陸鉄道強化促進協議会の活動などを通じ、三陸鉄道を利用した企画列車や旅行商品の造成を支援します。
- 三陸地域の恵みや災害からの復興などを次世代や他の地域の人たちと共有するため、ジオツーリズムを推進します。
- 震災学習を核とした教育旅行やラーニングワーケーションの誘致拡大、震災伝承施設の活用等による復興ツーリズムや、豊かな自然を生かした体験プログラム、スポーツ資源の活用等によるスポーツツーリズムなど、多様な取組により誘客を促進します。
- 観光ボランティアや三陸ジオパーク認定ガイドなど、地域資源の魅力を発信し、地域の活動を支えながら、観光分野で活躍する人材の育成を図ります。

### **② 震災学習を核とした教育旅行の誘致、滞在型旅行商品の造成等に向けた観光情報発信力の強化や受入態勢の充実**

- 沿岸圏域への宿泊者数の増加を図るため、観光団体や事業者等と連携し、マスメディアを活用したキャンペーンを展開するなど広く三陸の魅力をPRするとともに、震災学習を核とした教育旅行の誘致、旅行商品の造成等に向けた取組を支援します。
- 個人や家族等の小人数での旅行など、ウィズコロナによる多様な観光需要への対応の充実を図り、観光客の満足度を高める取組を促進します。
- 旅行会社へのプロモーションやSNSなど多様な機会や手段を活用し、旅行に必要な現地情報をいつでも、どこでも入手しやすい形で分かりやすく発信するなど、国内外からの誘客を促進します。
- 国内外からの観光客受入態勢の強化を図るため、案内板やウェブサイトなどの多言語化、顧客サービスのレベルアップ、宿泊事業者を対象とした研修会などの取組を促進します。

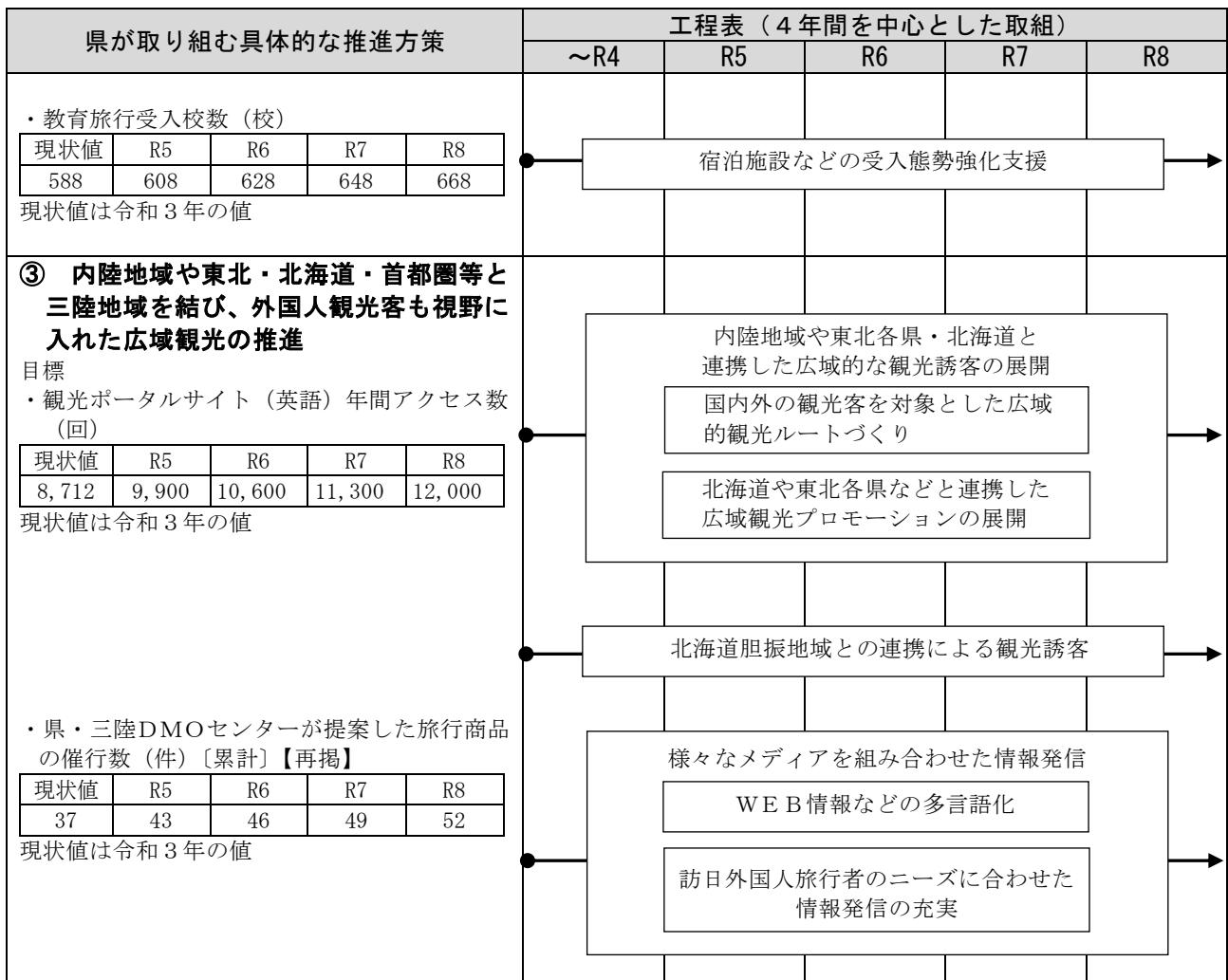
<sup>1</sup> DMO : Destination Management/Marketing Organization の略。観光地域づくり推進組織。戦略策定、各種調査、マーケティング、商品造成、プロモーション等を一体的に実施して観光地経営を担う。

<sup>2</sup> 地域DMO : 原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織。

### ③ 内陸地域や東北・北海道・首都圏等と三陸地域を結び、外国人観光客も視野に入れた広域観光の推進

- 県内陸地域はもとより東北各県や北海道等と連携し、スケールメリットを生かした観光ルートづくりを進めるとともに、様々なメディアを組み合わせた情報発信により、広域観光を推進します。
- 胆振総合振興局と連携協定を締結している北海道や首都圏等からの誘客とリピーターの拡大、圏域を越えた連携による外国人観光客の周遊を促進し、国内外からの誘客を促進します。
- 三陸防災復興プロジェクト 2019 やラグビーワールドカップ 2019™釜石開催などの大型イベント、東北デスティネーションキャンペーンや北東北三県大型観光キャンペーンなどの経験を踏まえながら、観光コンテンツの活用や三陸の魅力の発信を行い、沿岸圏域の交流人口の拡大に向けて取り組みます。
- 三陸沿岸道路などの高速道路網、三陸鉄道やいわて花巻空港などの交通ネットワーク、国内外及び外航クルーズ船の寄港機会を生かした広域観光の取組を推進します。





### 県以外の主体に期待される行動

(商工団体、観光事業者等)

- ・新しい交通ネットワークの利活用
  - ・観光振興による地域経済の活性化
  - ・観光情報の発信や観光客受入態勢強化
- (市町村、観光協会、地域DMO)
- ・地域DMOの設立
  - ・地域の特性を活かした観光地域づくり
  - ・観光情報の発信や魅力的な旅行商品の造成促進
  - ・地域の観光事業者や住民との緊密な連携による観光施策の推進
  - ・観光施策を推進する人材の育成

### 【関連する計画】

- ・みちのく岩手観光立県基本計画（計画期間 令和元年度～令和5年度）
- ・いわて国際戦略ビジョン（計画期間 平成29年度～令和3年度）、当面の国際関連事業推進の指針

### III 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

#### 15 整備が進む社会基盤を産業振興に生かします

##### (基本方向)

物流の効率化など生産性の向上と産業振興に資する道路整備や港湾施設の機能拡充を進め、その利用促進に取り組みます。

また、新たな交通ネットワークを生かした広域観光や外国人観光客の受入れを視野に入れた社会資本の整備、利活用を進めます。

##### 現状と課題

- 平成30年度末には東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通し、令和2年度末には宮古盛岡横断道路が全線開通するなど、内陸と沿岸を結ぶ高規格道路等の整備が進展しました。
- 令和3年12月には、三陸沿岸道路が全面開通し沿岸圏域とより広域の地域を結ぶ交通体系が整備され、利便性が向上することにより交流人口の拡大が期待されています。
- みちのく潮風トレイル等の新たな観光コンテンツの体験を目的として、国内外から多くの観光客が訪れることが期待されています。
- 復興道路などの整備、釜石港のガントリークレーンの供用開始（平成29年9月）や外貿定期コンテナ航路の開設（平成29年11月）など、沿岸圏域を取り巻く物流機能が大きく進展しましたが、新型コロナウイルス感染症に起因する世界的物流混乱の影響などにより港湾の利用が伸び悩んでいます。
- 平成30年6月に宮古港と室蘭港を結ぶ定期フェリー航路が開設されましたが、令和2年3月から運航休止となっています。また、令和4年2月には室蘭・八戸間においても運航休止となり、航路全体が休止となっています。
- 本県が建設候補地として選定されている国際リニアコライダー（ILC<sup>1</sup>）の県内誘致が実現した際は、大型部品の陸揚げ等の物流拠点として県内港湾の活用が期待されています。
- 沿岸圏域のクルーズ船の寄港回数は、平成30年は11回、令和元年は7回でした。令和2年は新型コロナの影響により寄港がありませんでしたが、令和3年は4回となりました。

外国船社が運航するクルーズ船の寄港再開に備え、国内船社が運航するクルーズ船の寄港の実績を積み重ね、港湾所在市や協定先港湾<sup>2</sup>と連携したポートセールスや外国船社クルーズ船の受入環境整備に取り組むことが必要です。

<sup>1</sup> ILC : International Linear Collider (国際リニアコライダー) の略。全長 20~50km の地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

<sup>2</sup> 協定先港湾：海上輸送ネットワーク強化による荷主の利便性向上、クルーズ船誘致や受入体制の強化等を目的に協定を締結した港湾。

## 県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

### ① 新たな交通ネットワークによる産業競争力の強化

- ・ 沿岸圏域の産業競争力を強化するため、内陸部と物流拠点である港湾を結ぶ道路である宮古盛岡横断道路の整備を促進するとともに、一般国道 107 号白石峠の整備を推進するなど、物流の基盤となる道路整備の推進と活用を図ります。
- ・ 観光客の利便性向上を図るため、主要な観光地を結ぶ道路のあい路区間を解消するなど、観光地へのアクセス性を向上する道路整備の推進と活用を図ります。

### ② 物流の高度化に向けた港湾機能の充実とポートセールスの推進

- ・ 物流の高度化に向けた環境整備を図るため、港湾施設の機能を充実します。
- ・ 港湾の利活用促進を図るため、関係市町村及び協定先港湾と連携し、取扱貨物量増加や航路誘致に向け荷主企業及び船社などへのポートセールスを推進します。
- ・ 東北 ILC 推進協議会が策定した ILC 東北マスターplan を踏まえた大型部品の陸揚げ等の物流拠点として県内港湾の活用を図るため、関係団体へのポートセールスを推進します。
- ・ 観光振興や地域振興に資するクルーズ船の寄港拡大を図るため、港湾所在市や協定先港湾と連携し、クルーズ船社及び旅行会社等へのポートセールスを推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）					
	～R4	R5	R6	R7	R8	
<b>① 新たな交通ネットワークによる産業競争力の強化</b>						
目標						
・観光地へのアクセス道路の整備延長（令和元年度～令和8年度計画延長6.8km）(km)【累計】	●	物流の基盤となる道路整備の推進 計画路線の整備・道路整備調査				
現状値 R5 R6 R7 R8	4.4	4.4	5.7	5.7	6.8	
現状値は令和3年の値						
<b>② 物流の高度化に向けた港湾機能の充実とポートセールスの推進</b>						
目標						
・コンテナ貨物取扱数（実入り）(TEU <sup>3</sup> )	●	安全性や利便性を向上させる港湾施設の機能充実				
現状値 R5 R6 R7 R8	8,709	11,000	13,000	15,000	17,500	
現状値は令和3年の値	●	関係市町と連携した荷主企業などへのポートセールス				
・クルーズ船寄港数（回）	●	関係市町村と連携したクルーズ船社へのポートセールス				
現状値 R5 R6 R7 R8	4	5	5	7	9	
現状値は令和3年の値						

### 県以外の主体に期待される行動

(企業・県民等)

- ・効率的な物流促進のための道路や港湾の活用

(市町村)

- ・県と連携したポートセールスの展開

### 【関連する計画】

- ・岩手県新広域道路交通計画（計画期間 令和3年度～）

<sup>3</sup> TEU : Twenty-foot Equivalent Unit。コンテナ船の積載能力やコンテナターミナルの貨物取扱数などを示すための貨物容量のおよそを表す単位。サイズが標準化されたISO規格のコンテナのうち20フィート（約6.1m）コンテナ1個分を1TEUとする。

## **「沿岸圈域重点指標」一覽**

## 「沿岸圏域重点指標」一覧

指標名	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画 目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
<b>基本方向 I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域</b>						
	東日本大震災津波の復旧・復興事業の完成率	%	96	99	99	100
	東日本大震災津波伝承館来館者数(累計)	人	488,049	826,000	995,000	1,164,000
	河川整備率	%	47	48	50	50
<b>基本方向 II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域</b>						
	自殺者数[10万人当たり]	人	22.0 <sup>(R2)</sup>	16.5 <sup>(R4)</sup>	15.7 <sup>(R5)</sup>	15.0 <sup>(R6)</sup>
	災害公営住宅における自治会等設置数	自治会	151	151	151	151
	汚水処理人口普及率	%	77.5	83.0	85.7	88.5
	犬・猫の返還・譲渡率	%	100	100	100	100
	地縁的な活動への参加割合	%	34.1	36.5	38.5	41.5
	産業廃棄物の適正処理率	%	99.9	100	100	100
	公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	93.2	99.1	99.1	99.1
	i-サポ入会登録者数(累計)	人	570	690	750	810
	がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する 人数[10万人当たり]	(男性)	320.2 <sup>(R2)</sup>	311.6 <sup>(R4)</sup>	307.3 <sup>(R5)</sup>	303.0 <sup>(R6)</sup>
		(女性)	172.0 <sup>(R2)</sup>	170.4 <sup>(R4)</sup>	169.6 <sup>(R5)</sup>	168.8 <sup>(R6)</sup>
	保健所が行う健康づくり事業において 体組成改善・健康効果を実感した者の割合	%	80.0	80.0	80.0	80.0

目標値設定の考え方	出典 (統計・調査等の名称)
東日本大震災津波の復旧・復興事業として県が整備する公共施設246箇所(道路57箇所、津波防災施設88箇所、漁港29箇所、港湾16箇所、災害公営住宅51箇所、県立病院・高等学校4箇所、公園1箇所)について、令和8年度までに100%の完成を目指します。	県復興防災部調べ「社会資本の復旧・復興ロードマップ」
令和4年を657,000人と見込み、毎年度、令和3年度の来館者数である169,000人の増加(来館)を目指します。	県復興防災部調べ
平成28年台風第10号災害で被災した小本川、清水川の改修を重点的に推進し、今後4年間における岩手県全体の増加率(令和8年度で約52.7%、令和3年度から0.8%の増加)を上回る増加率(令和8年度で約50%、令和3年度から約3%の増加)を目指します。	県県土整備部調べ
国の自殺総合対策大綱において、平成27年から令和7年までの10年間で30%以上減少する目標値を掲げていることを参考とし、沿岸圏域では基準年(平成29年=20.3人)から8年間(令和7年実績)で30%減少させる目標の達成を目指します。	人口動態統計(厚生労働省)
直近の自治会等設置数(151自治会)の維持を目指します。	県復興防災部調べ
令和7年度までにいわて汚水処理ビジョン2017に掲げる88.5%となることを目指し、令和8年度は令和7年度の水準を維持します。(盛岡)	県県土整備部調べ
譲渡適性のある犬・猫の殺処分数ゼロを維持することを目指します。	沿岸広域振興局調べ
令和4年を34.5%と見込み、圏域別で過去最高の県南広域振興圏の平成30年の値(44.1%)を、沿岸圏域でも令和8年までに上回る水準を目指します。	県の施策に関する県民意識調査(岩手県)
廃棄物の適正処理が徹底された良好な環境を維持するため、事業者の排出者責任と行政の監視指導等の効果について、あるべき姿として適正処理率100%を目指します。	沿岸広域振興局調べ
令和4年度に県環境基本計画で定める環境基準達成率を達成する見込みであり、圏域内の河川・沿岸海域の良好な水質を維持し、次世代につなげていくため、その維持を目指します。	公共用水域常時監視結果
結婚を望む男女に出会いの機会を提供し結婚支援を推進するため、令和元年度から令和3年度までの平均増加人数の毎年60名の増加を目指します。	県保健福祉部調べ
県全体で平成28年から令和2年までの5年間で、男性21.7人、女性は4.2人(年平均男性4.34人、女性は0.84人)減少したことを踏まえ、沿岸圏域においても男性△4.34人/年、女性△0.84人/年の減少を目指します。	人口動態統計(厚生労働省)
これまでに実施した健康づくり事業におけるアンケート調査では、参加者の8割が健康効果を実感したとする結果となったことから、今後も参加者の8割が体組成改善、または効果を実感する事業を実施することを目指します。	釜石・宮古・大船渡保健所調べ

指標名	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画 目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
<b>基本方向 II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域(つづき)</b>						
	スポーツ実施率	%	65.8 <sup>(R2)</sup>	67.2 <sup>(R4)</sup>	68.2 <sup>(R5)</sup>	69.1 <sup>(R6)</sup>
	文化施設入場者数	百人	53 <sup>(R2)</sup>	186 <sup>(R4)</sup>	224 <sup>(R5)</sup>	262 <sup>(R6)</sup>
<b>基本方向 III 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引</b>						
	従業者一人当たり製造品出荷額	百万円	26.67 <sup>(R2)</sup>	27.52 <sup>(R4)</sup>	27.95 <sup>(R5)</sup>	28.37 <sup>(R6)</sup>
	高卒者の圏域内就職率	%	51.6	56.5	58.2	59.9
	1経営体当たり養殖生産額	千円	4,826 <sup>(R2)</sup>	4,940 <sup>(R4)</sup>	5,050 <sup>(R5)</sup>	5,170 <sup>(R6)</sup>
	農業産出額	千万円	1,650 <sup>(R2)</sup>	1,660 <sup>(R4)</sup>	1,670 <sup>(R5)</sup>	1,680 <sup>(R6)</sup>
	木材生産産出額(推計)	千万円	339 <sup>(R2)</sup>	340 <sup>(R4)</sup>	341 <sup>(R5)</sup>	343 <sup>(R6)</sup>
	観光客延べ宿泊者数	万人泊	46.2	93.6	117.3	126.3
	外国人観光客延べ宿泊者数	万人泊	0.14	0.72	1.02	1.31
	港湾取扱貨物量	万トン	465	472	477	524

目標値設定の考え方	出典 (統計・調査等の名称)
県全体で、国の第3期スポーツ基本計画の目標値(令和8年度に70.0%)への到達を目標としていることから、同様に毎年0.92ポイントの増加を目指します。	県文化スポーツ部調べ
人口減少に伴い文化芸術活動の担い手や鑑賞者の減少が見込まれる中、令和5年以降、毎年増加させ、過去5年間の最大値である303百人を目指します。	県文化スポーツ部調べ

### する産業が持続的に成長する地域

今後減少が見込まれる労働人口下において、経営力強化による生産性の向上を図り、令和7年度までに第1期アクションプラン計画期間における最高値(28.37百万円)を目指し、令和8年度は過去4年間の伸び率と同程度の約1.5%の増加を目指します。	経済センサス及び経済構造実態調査
圏域内就職率を令和5年までに直近5年間の最高値(56.5%)まで回復させ、更に令和8年までに現状値の10ポイント向上を目指します。	沿岸広域振興局調べ
漁業就業者数が減少傾向にあることから、生産性の向上や規模拡大などに取り組み、令和8年度まで毎年約2.3%の増加を目指します。	岩手県浅海増養殖魚種別生産高／岩手県浅海養殖施設
今後、農業従事者の減少が見込まれる中、生産性・収益性の向上に向けた取組により、園芸、畜産を中心に、農業全体で毎年1億円増加させることを目指します。	市町村別農業産出額推計
森林資源の循環利用と、県産材の需要拡大に対応するため、目標年までに344千万円まで増加させることを目指します。	林業産出額(農林水産省)
早期にコロナ禍前(平成30年)の水準である117.3万人泊まで回復させ、国の観光立国推進基本計画を参考に、令和8年には135.3万人泊を目指します。	沿岸広域振興局調べ
早期にコロナ禍前(平成30年)の0.8万人泊を上回る水準まで回復させ、令和8年には第1期アクションプランの目標値の水準を目指します。	沿岸広域振興局調べ
世界的な物流混乱やフェリー航路の休止、復興事業の終了に伴い取扱貨物量の伸び悩みが見込まれますが、ポートセーラスなど港湾の利用促進に取り組むことで、令和8年までに、東日本大震災津波以降の最高値(539万トン)である令和元年の取扱貨物量(航路休止中のフェリーを除く)を超える540万トンを目指します。※数値は年集計	港湾統計